

平成25年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成25年12月9日(月)

東洋町議会

余 白

## 平成25年第4回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成25年12月9日(月) 9時00分宣告  
出 席 議 員 (10名)

議長	小野 正路 君	副議長	今宮 裕明 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	西岡 尚宏 君	4番	高島 俊彦 君
5番	小松 熙 君	6番	小林 幸三 君
7番	松本 太一 君	8番	田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長	松延 宏幸 君
副 町 長	大坂 哲也 君
会 計 管 理 者	川田真由美 君
教 育 長	奈良崎幸一 君
総 務 課 長	光本 速雄 君
税 務 課 長	安岡 良仁 君
住 民 課 長	光本 孔士 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教 育 次 長	藤村明美智 君
地域包括支援 センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	北川 晃彦 君
総務課長補佐	長崎 正仁 君
税務課長補佐	福原 良幸 君
産業建設課長補佐	小池 昭平 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	生松 克祐
事務局書記	築地 仲音

議 事 日 程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 6番 小林 幸三 君 7番 松本 太一 君

## 平成25年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成25年12月9日(月) 午前9時開議

- [日程第1] 議案第59号 東洋町税条例の一部を改正することについて
- [日程第2] 議案第60号 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- [日程第3] 議案第61号 東洋町介護保険条例等の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第62号 東洋町子ども・子育て支援会議設置条例の制定について
- [日程第5] 議案第63号 「海の駅」東洋町の設置及び管理に関する条例を全部改正することについて
- [日程第6] 議案第64号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて(東洋町子ども・子育て支援)(地域おこし協力隊)
- [日程第7] 議案第65号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第67号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第10] 議案第68号 平成25年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて

[日程第11] 議案第69号 平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて

[日程第12] 議案第70号 平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

[日程第13] 議案第71号 平成25年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

[日程第14] 議案第72号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務及び規約の変更について

[日程第15] 議案第73号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

[日程第16] 発議第9号 子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書について

[日程第17] 発議第10号 重要5品目の聖域すら守れない環太平洋経済連携協定(TPP協定)交渉参加から直ちに撤退することを強く求める意見書について

[日程第18] 発議第11号 環太平洋経済連携協定(TPP協定)交渉参加から直ちに撤退することを求める意見書について

[日程第19] 委員会報告

(1)総務教育民生常任委員会

(2)産業建設常任委員会

[日程第20] 閉会中の継続審査・調査の申し出について

(1)総務教育民生常任委員会

(2)産業建設常任委員会

(3)議会運営委員会

[日程第21] 一般質問

余 白

平成25年第4回東洋町議会定例会 平成25年12月9日 月曜日  
議事のでんまつ

議長

(小野 正路議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成25年第4回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:9時00分)

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおり、議案として条例9件、補正予算4件、特別養護老人ホーム組合規約の変更、財産処分の2件、発議3件、委員会報告1件、閉会中の継続審査・調査の申し出1件、計20件であります。それと、一般質問です。

日程に入るに先立ちまして諸般の報告を行います。12月5日に総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会をそれぞれ開催し、その報告書が届いております。

次に、総務教育民生常任委員長から本定例会の開会日に付託を受けた、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書提出を求める陳情書は採択と、特定秘密の保護に関する法律の慎重な審議を求める意見書提出に関する陳情書は不採択。

次に、産業建設常任委員長から、重要5品目の聖域すら守れない環太平洋経済連携協定、いわゆるTPP協定交渉参加から直ちに撤退することを強く求める意見書提出に関する陳情書及び環太平洋経済連携協定、TPP協定交渉参加から直ちに撤退を求める意見書提出に関する陳情書は採択と報告がそれぞれありました。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、議案第59号、東洋町税条例の一部を改正することについての件を議題とします。質疑については、まず、本議案で提出された全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、東洋町議会会議規則第54条の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、また、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないことになっております。その規定に反すると認めるとき、同規則第2項の規定により、注意をし、なお、従わない場合は発言を禁止する場合があります。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。議案第59号です。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論は議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることでもあります。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第59号、東洋町税条例の一部を改正することについての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第2、議案第60号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第60号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第3、議案第61号、東洋町介護保険条例等の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第61号、東洋町介護保険条例等の一部を改正することについての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第4、議案第62号、東洋町子ども・子育て支援会議設置条例の制定についての件を議題とします。



これより、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

一点、質問させていただきます。今回の、この条例ではですね、27年にスタートさせようとする、国の子ども・子育て支援新制度の運営について、条例で定めようと、そういうことなのですが、そのためには東洋町の子ども・子育て支援会議を立ち上げてですね、町の計画案を策定するという。そこで、問題はということなのですが、一番、心配しているのが、保護者や当事者である子ども自身のために、もっとよい環境づくりができるかどうかということなのですが。その上で、一つ質問させていただきますが、25年度に支援会議を設置して、26年度に市町村で認定の準備、27年度施行と、国からのスケジュールが示されております。この支援会議では子育て支援法の問題点や課題の解決に取組、計画案の策定が要請されておりますね。この支援会議に国の方針を、東洋町に合うように取捨選択して、町独自の計画案を作成する権限はどこまであるのか、そういうことなのですが。その1点だけお聞きしておきます。

議長

(小野 正路議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

おはようございます。田島議員にお答え致します。この協議会の役割は東洋町における子育て家庭のニーズを把握し、地域に即した計画を整備して、子育て環境の充実を図るというものです。ご指摘の件については確かに国の方から様々なメニューが示されておりますけれども、その中から、地域に即したもので組み立てていくということになりますので、そういった意味では、取捨選択はできるということとなります。以上です。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

どこまでできるかということ聞いたんですが、全て町の独断といいますか、権限でできるということであれば、問題ないと思います。議会に今回、意見書が上がっております。そこで私も、いろいろ勉強させていただきましたが、

この問題もですね、結局、全国、各市町村の状況はそれぞれ千差であり、国の方針をそのまま受入れることはできないと思いますよね。例えばですね、待機児童の解消や認定保育園の設置及び利用がうたわれておりますけれども、東洋町に当てはまるかどうか、そういう問題もあります。また、支援法では保育費用も町が設定するが、施設が上乘せしても可能とありますね。利用者負担の増になるのではないかと。子育て相談、一時預かりの場の増加、受入れ人数の増加、子ども減少地域への支援など、いい話が並んでおりますけれども、大事なことは、どうすれば東洋町の子育てがうまくできるかであり、支援会議で町独自の体制と運営計画が策定できるのであれば、全てそれが町独自でできるのであればですよ、今、議会で提出されている意見書のように、この新制度制定には目くじら立てて反対する必要はない、こう思っております。そこで、ちょっとお聞きしますが、お願いということになります、それより、支援会議委員にですね、しっかりとした、やる気のある人を選任すること。これはものすごい大事やと思うんですよ。今までのですね、委員会を見ましても、本当にやる気のないといいますか、仕方がないから受けたという方がたくさんおりますが、この問題に関して、この委員会に関してはですね、なるべく、この委員、10人の中に、その保護者や保育所などの直接、関わる人を多く入れていただきたい。入れた方がいいのではないかと、こう思っておりますが、選任者、町長の考えだけをお聞きしたいと思っております。

議長

(小野 正路議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)  
お答え致します。できるだけ、ご期待に沿えるような人選をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
他に質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより、議案第62号、東洋町子ども・子育て支援会議設置条例の制定についての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成9:反対0)であります。よっ

て、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第5、議案第63号、海の駅東洋町の設置及び管理に関する条例の全部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

議案第63号、海の駅条例改正について、何点かお聞きしたいと思います。海の駅の運営、管理について、その条例内容の説明をお願いしたいと思います。1番目に、第3条2項に飲食物の調理及び販売とありますね。どのような飲食物を提供するのか、メニューをお知らせ願いたい。全部じゃなくて結構です、こういうものと。前、うどんがありましたね。どのようなものを考えているかお聞きしたいと思います。あとは、これは言うなと言われておりますので、やめておきますけれども、できれば、ちょっと味を見せていただきたいなと思っておりますけれども。

2番目に、3条3項にはですね、海の駅の業務として、地場製品の生産活動とあります。地場製品の生産とは、何をどのように生産するのか、海の駅です。また、開店まであと1カ月ですけれども、その手立てはできているのか。説明を求めたいと思います。これが2つ目です。

それから、3つ目の前に、この3条3項に関連しますので、7番を先に持ってこさせていただきます。3条3項にはですね、地場製品の販売活動とあります。市場仕入品を止めた農産物などは地元で、産品で確保できるのか。今まで業者の方が各市場で、遠方市場で仕入れて、全国の産品を出荷しておりましたが、それが止まりました。そうすると、地場産品、地元の産品で確保できるのかという心配をしておりますが、また、できるのかどうかお聞きしたい。また、できない場合は品薄になります。その対応はできておるのかお聞きしたいと思います。これが7番目、先送りさせていただきました。

本来の3番に戻ります。3条4項には観光案内業務を行うとありますが、具体的に業務の説明をお願いしたいと思います。

4番目に、第6条の別表1には、海の駅の野外移動棚を使用する者は、1日、1,000円納入するとなっております。それは、それでいいんですけども、例えば車両販売ですね、それから、いろいろ物品を持って売らしていただきたいという、そういう人の場所代、電気代などの使用料金の表記がない、ありませんが。また、一つ気になっているのが、町内業者の方と町外の方の、そういう販売の方との差を付けるのかどうか、そういうことも、もし、差を

付けるようであれば、今のうちに、ちゃんと別表に記載しておくべきではないのかなと思うんですが、お聞かせ願いたいと思います。

それから、5番目になります。第8条、別表2にはですね、販売手数料は、20パーセント以内となっております。これは説明のときに、町内は、15パーセント、町外は、20パーセントと説明はありましたが、これは具体的に記載しておくべきであると思います。また、町長の認めた場合は、この限りではないとありますけれども、例えば、どういう場合を想定しているのか。1例、2例挙げて説明を願いたいと思います。

それから、6番目になります。第11条には、海の駅の管理に必要な事項は規則で定めるとあります。出荷や開店、終業時間、休業日、職員の給与体系などの運営形態の規則はできているのでしょうか。決めているなら、規則の公開を求めたいと思います。また、今後の規則の追加や削除あるいは改正があれば、その都度、公表、周知しなければ、誰にも分からないと思います。そういう規則の公表を行うのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから、8番目になります。市場仕入はできないが、県特産品は可能と、こう説明がありました。しかし、ピーマンやトマト、小夏や文旦、菓子類、酒類ですね、そういう物でも、たくさん県産、特産品があるんですけれども、そういう物であれば、市場で仕入れてもいいのかという疑問がありましたので、ちょっと確認させていただきたいと思います。また、あるいは、そういう個人的な卸屋さんで仕入れて、県産品は売るということも、それもよろしいのでしょうか。また、どこで線を引くのかということをお聞かせ願いたいと思います。

9番目、最後になります。第9条には、民間利用者の起こした問題は許可をしないという罰則が科せられております。従業員側の服務姿勢については規程がございません。旧の店では客と従業員とのトラブルが多発しておりました。問題防止のためにも、従業員心得や服務姿勢などは規則に制定するかどうか。以上、9項目、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

答弁者に申し上げます。ただいま田島毅三夫議員からの質疑がありました。海の駅条例改正の質疑なので、そのように答弁者も答弁をしていただきたいと思います。冒頭に諸般の報告をさせていただきましたが、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、また、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないことになっております、というふうに、私が諸般の報告をさせていただきましたので、質疑する方も、答弁する方も、そのように、この題目によって、答弁をよろしく願います。

(自席から、議長、ちょっと休憩、お願いしますとの発言あり。)はい、休憩します。

(休憩時間:9時20分)

条例改正に伴う質疑、答弁をするよう確認する。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:9時21分)

答弁者、産業建設課長補佐、小池君。

産業建設課 (小池 昭平産業建設課長補佐)

長補佐

おはようございます。それでは田島議員の質問にお答えさせていただきます。海の駅の運営について、条例内容の説明を求めるといことです。まず、第1番目です。第3条第2項につきましては、メニューの方は現在、決定しておりませんが、軽食を中心に、平日と祝祭日についてのメニューに変化をつけていこうと今、考えております。メニューの詳細については現在、検討している途中です。

2番目です。第3条第3項につきましては、地場製品の生産とは地場製品の生産だけではなく、加工等も含めた広い意味でして、現時点では海の駅での生産、加工等は難しいと思いますが、将来的には、そのようなことも含めて生産されたものを販売していくための、さまざまな活動を考えていきたいと思っております。

次に、3番目です。観光案内の件なんですが、第3条第4項の観光案内業務につきましては、県内の観光パンフレット等、揃えまして、県内各地の観光案内などをできるようにしていきたいと考えております。また、将来的に海の駅独自のホームページやフェイスブックなども作成して、その中で、観光の案内ができればと考えております。

4の第6条の関係です。移動棚とは直販所に置いてあるコマの付いた移動できる棚のことです。その棚を海の駅の敷地内で利用者に貸出して、その使用料をいただくとするものでして、町内外で差を付けるということは、現在のところは予定しておりません。田島議員の言われる車両販売等につきましては、海の駅の施設外での使用のことだと思われれます。その件につきましては、今まで同様、甲浦港海岸緑地公園の使用料のとおりでいきたいと考えております。

5番目の第8条の関係です。条例では、20パーセント以内と定めまして、詳細については規則で定めていきたいと考えております。また、町長の認めた場合は、この限りではないとの件ですが、その件につきましては、通常の出品者ではなく、特別な、1回限りとか、そういった出品の場合などを想定して、手数料を変更できるようにしております。

第11条につきましては、記載してますとおり、規則により、定めたいと考えております。ただし、給与につきましては、町の臨時職員としての扱いとなりますので、町の現在の給与体系を適用していきたいと考えております。また、規則は条例に準じまして、町内の掲示板に告示して、公表、周知することとなっていますので、ご理解を願います。

7から11の質問につきましては、今回の海の駅設置に関する条例には直接、関係ないものと思われまますので、答弁を差し控えさせていただきます。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)  
6番から9番と言いましたか。それは今回の条例と関係ないと言われましたが、私が言っているのは、11条の規則のことを言っているんですよ。この規則の中に、こういうものを入れるのですかという、こう聞いているんです。それだけお伺い願いたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
小池課長補佐。

産業建設課  
長補佐

(小池 昭平産業建設課長補佐)  
11条の仲良く協力し合うためには、また、利用者、管理者との折衝が問題解決のためと、

議長

(小野 正路議長)  
違う、違う。休憩します。打合わせして下さい。  
(休憩時間:9時25分)

会議を開きます。

(再開時間:9時25分)

産業建設課 (小池 昭平産業建設課長補佐)

長補佐 申し訳ございません。その件につきましては、今後、規則へ定めていきたいと考えております。以上です。

議長 (小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。

8番議員 (田島 毅三夫君)

ちょっと混乱しておりますね。この今いう、各条例の条項で定めた分については、どうするかということは、本来なら、初日に説明せんといかん部分なんですよ。それがなかったから、今、ここで確認しているんです。そういう意味からでも、やはり、カチツとした、誠意を持った答弁を願いたいと思います。心配しているのは今いうように、8番なんかは心配しているんですよね。その今いう、市場仕入れはいけないけれども、県特産品はいいと。しかし、そうなったら、県特産品と市場仕入れとの境を、どこで線を引くのか、それを決めておかなければ。それはやはり、どこで決めるかといったら、規則で決めるんですよ。11条の規則で決めるのであれば、そういうことも決めるかどうか、どうするかということを知っているんです。それから、今いう、第9条についてもそうですよね。住民さんあるいは利用者の方の罰則はあるんです。何か問題を起こしたときには利用させないと。しかしながら、サービス規程の中にいろいろ、サービス姿勢の中にいろいろ問題がありました。そういう内部についてのことも決めるんですかと。内部の従業員さんのサービス姿勢等についての規程もするんですかと、規則で決めるんですかと、こう聞いているんです。これぐらいで止めておきますけれども、誠意を持って答えていただきたい。よろしくお願いします。

議長 (小野 正路議長)

松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)

田島議員にお答え致します。基本的にですね、所管課からの答弁のとおりでございますけれども、今回の施設の設置及び管理に関する条例でございますが、旧条例につきましてはですね、手数料も定められておりませんでし

た。それと、今、暴力団の追放の関係ですね、こういった規定もなかったということで、全部改正ということにしております。条例はですね、この条例に限らず、施設を設置すれば、管理するための最低限必要な基本的事項を定めておく必要がございます。各条例もですね、必要があれば、詳細は規則や細則で補完していくと。問題があれば、その都度、修正を加えていくというふうに考えております。さまざまなご心配もしていただいておりますけれども、当面は町直営でいくということがございますので、身分は町の職員と同じような扱いを受けるということで、ご理解願いたいと思います。今後ですね、指定管理にしていって、町から運営がですね、離れていった場合には、さまざまな審査もしていかないかもしれませんが、運営協議会の中で、基本的な事項も決められておりますので、条例の中では必要最低限のことを書いていると、ご理解を願いたいと思います。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

田島毅三夫君の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第63号、海の駅東洋町の設置及び管理に関する条例を全部改正することについての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数(賛成8:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第6、議案第64号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第64号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。



日程第7、議案第65号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第65号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第8、議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第66号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第9、議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正することについての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第10、議案第68号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第3号

を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

議案第68号、一般会計補正予算第3号について、何点か質問させていただきます。質疑させていただきます。お断りしておきます。1番、2番については、通告を職員さんから聞き取り致しました。その結果、この1番、2番は削除したいと思います。

3番目から始めさせていただきます。町道用地分筆登記費用69万2,000円について、お聞きしたいと思います。聞きますと、野根地区町道から入った支線の調査、測量、登記費用と聞いております。今、調査、測量、登記しなくても、来年度から野根地区に地籍調査が入りますね。その確定を待てば、調査、測量費用、約40数万円は不用と思うんですよ。登記にしても、これぐらいといったら、言い方、悪いですが、どうですか。これは町外業者に委託するのではなくてですね、これぐらいの登記であれば、職員さんでできるんじゃないかと、こう思うんですが、どうでしょうか。20万、浮かしてみませんか。そういう質問でございます。これが3番目でございます。

それから、4番目の質問として、地域おこし協力隊事業257万2,000円について、お聞きしたいと思います。これは国の方針として、寂れる地方を活性化させるために、大都市から田舎志向の希望者を公募して、月額16万6,000円の給料で、農作業や観光アドバイスなど、3年間で限度に雇用しようとする、国が全額、

議長

(小野 正路議長)

休憩します。

(休憩時間:9時36分)

一問一答で行うことの確認。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:9時36分)

答弁者、光本速雄総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

おはようございます。田島議員さんの質問にお答えします。町道用地の分筆登記の費用69万2,000円の件につきまして、地籍調査につきましては、平成26年度から順次、野根地区にも入っていく予定をしておりますけれども、測量に関しましては、東側から調査が入るため、今回の町道用地の調査につきましては、平成27年度の調査予定となっております。調査、測量に入りまして、字単位での調査、また、所有者に現地境界立会をしていただきまして、境界を決定し、また、測量して、成果品の認定を受けまして、法務局に提出ということになっております。調査から法務局等に反映させるまでに、3年から5年が必要となります。今回、地籍調査を待つと、時間も掛かりますことから、今回、分筆測量の費用を補正計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。再問ですね。

8番議員

(田島 毅三夫君)

そういう答弁でございますが、こういうことはですね、やはり、少しでも、どういいますか、節約するという、そういう姿勢で、いろいろ今後、考えていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に入ります。今、言いました、地域おこし協力隊事業257万2,000円について、お聞きしたいと思えます。この事業での、国の指定しております、事業例といえますか、多種多様ありますね。その中で、説明のときに聞きました。聞き間違いがあれば教えて下さい。町は、既に観光アドバイザーと海の駅の振興、推進ですか、こういう形の方を2件、2名雇用するというのを決定しているようでございますが、2件、2人を雇用して、それぞれ何をしてもらう考えなんでしょうか。具体的な雇用目的をお聞きしたいと思えます。

それから、2つ目にですね、聞けば、人数の制限はないと、こう聞いております。これはうちは、よその県下市町村を見ましても、2人ないし3人というのが多いんです。そういう中で、何人か規定があるのかなと思っておりまして、確認しますと、規定はないと、人数はいくらでもかまんと、こう聞いておりますが、聞きますと、最悪は地元雇用でもいいと、ここまで聞いております、大都市からでなくてですね。他の、例えばですね、不振にあえぐ農業の耕作放棄地対策や高齢者への農作業支援などにですね、この応援隊を使う、こういう考え方は浮かばなかったのか、お聞きしたいと思えます。どのような仕事を、

どのような形で、どのようにするのかという、公募を掛けるときに、説明して掛けるのか、それとも、来てから検討するのか。そこも重ねてお聞きしておきます。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹真貴博産業建設課長)

私の方から、地域おこし協力隊事業について、お答え致します。地域おこし協力隊については、今回、海の駅のスタッフとして1名、観光関係への従事者1名の募集を考えています。海の駅に関しましては、主に全体的な運営等を考えております。その中で、運営を安定させ、発展させることで、町産業の発展及び振興につながると考えています。観光関係の従事者については、高知県の東の玄関口として、観光事業の充実や振興を図り、交流人口の増加を目指し、地域の魅力の創出を図っていきたいと考えています。

2番目の人数制限については、制限はありません。この制度は、後年度に特別交付税の措置となりますので、実績に応じた措置となります。地域おこし協力隊については、都市から地方へ住民票を移した者と、要件がなっておりますので、地域住民は要件に該当致しません。最後に、説明をしてから募集を掛けるということになっておりますので、よろしく願い致します。

議長

(小野 正路議長)  
8番、田島 毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

1点、確認しておきます。地元雇用はだめだと、こういう説明がありました。県の女性でしたが、担当者から聞いたときには、最悪の場合はそれでも構わないと、こう聞いております。また、再確認していただきたいと思います。それから、今いう、観光振興あるいは、この海の駅のスタッフにしましてもですね、これはどんなんですか。その単なる従業員の人数を減らすために、経費を浮かすためということでしょうか。それとも、そういうことにたけたプロ的な方を選んで、責任者になっていただくということでしょうか。その1点をお聞きしたいと思います。それから、一つ質問漏れがありました。こういう農作業関係の考えは浮かばなかったのか。変な言い方になっておりますけれども、せえといったらいかんらしいです。だから、お聞きしますが、どうですか。観光関係

2つ、観光、商業、入っておりますけれども、農作業は今、ものすごい厳しい状態にあるということは、産建課長は分かっておるはずです。それに対して、制度、協力隊事業を使って、何かしようという考え方はなかったんでしょうか。お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)  
海の駅の関係につきましては、主に責任者として考えております。それと、農作業部門の提案については、答弁は控えさせていただきます。

議長

(小野 正路議長)  
8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)  
そういう答弁拒否でございますけれども、町長に一つお聞きしたいと思います。この事業が分かったときといいますか、私は去年ぐらいに聞いておりましたが、この事業があるということが分かった時点で、町はどのように対応しようと考えたのでしょうか。町長にお聞きしたい。例えばですね、各課に、こういう事業があるから、各課でまとめて出してくれ、という指示を出したのか。また、それで、各課から、そういう要請が上がったのかどうか、そういう、その全体で、この事業を活用していこうという雰囲気があったのかどうか、町長にお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)  
お答え致します。先ほどの、どのような方を望んでいるのかということですが、できればですね、海の駅であれば、経営能力のあるような方ですね、興味を持って、こういう地域の地場産品といいますか、地域振興に大変、熱心である方を募集したいというふうに思っております。当然、面接も致します。当然、要件が合わなければ、応募があっても、採用しない場合もございます。といいますのは、各地域です、こういうようなことを導入してやって

いるところもあるわけですが、いいことばかりが目立っているというようなことの裏にですね、この報酬だけを目当てにやってくるというような若い人もいるということが、いろんなところでも問題になってきております。よそからの人は採らんというようなことまで言っている首長もいるわけですが、具体的なことは避けておきますが、いろんな問題を抱えているということも承知しておりましたので、こちらの方も、この事業を導入するに当たりまして、慎重にしてきたというような経緯もございます。今回、東洋町としてもですね、海の駅の再建ということに当たりまして、興味を持っている方が要ればということで、募集を掛けたいということで、今回、手を上げたところでございます。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。次、いって下さいよ。

8番議員

(田島 毅三夫君)

町長から、そういう答弁をもらいましたが、私が今、質問したのは、

議長

(小野 正路議長)

3回、いきましたので、次、いって下さい。規則ですから。

8番議員

(田島 毅三夫君)

答弁漏れだから言っているんですよ。こういう、今いう、私が言ったのは、こういう有利な事業が出たときに、町全体で検討されたのかと、こう聞いたんです。以上です。

5番目の質問に入ります。町有バス購入費800万円と手続費用11万7,000円について、お聞きしたいと思います。今回、中学校の生徒さんがですね、生徒さんを乗せたバスが交通事故に遭われました。そのバスの修理費用、その結果、修理費用が400万円を越すために、800万円で新しい新車を購入すると、こういう説明で、予算が計上されてきましたね。これはですね、一方的に、町は少しも落ち度はないと、相手側に一方的な責任のある事故でした。そうなれば、全額、相手側に持ってもらえと、私は言いたいんですが、相手側の補償額はいくらあったのかお聞きしたいと思います。それから、町側にも車両保険は掛けていたと思うんですが、こういう、この分についても、この800万円の中で、どれくらい補助できるのか、フォローできるのかお聞かせ願いたいと思います。それから、ちょっと疑問に思っておりますが、今

回の新車購入費用に、保険代は1万7,000円しか計上されておられませんね。これだけで対人、対物及び車両保険まで補償できるのかということですが、お聞きしたいと思います。それから、任意保険の方はどうなっているのでしょうか。これはちょっと、まだ、計上はされておりましたが、この分についても補足があれば、お聞かせ願いたいと思います。それから、これは以前に、甲浦東の集会所建て替えのときに、うちが、前の、前の町長でしたか、こういう質問をしたんですが、その建て替え費用に公共施設あるいは、こういう公用車には宝くじの配分金といいますか、そういうものがあるって、それは市町村から請求したら、申請すれば、その次の枠はあるようですけども、出ると、こう聞いておりました。こうした公共用の車両購入には宝くじの助成金、支援金は使えないのか、打診したのか、検討したのかお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

田島議員の質問にお答え致します。町有バスの購入費800万円と手続費用11万7,000円の件であります。歳入に相手方の損害補償金が計上されていないということですが、これにつきましては、相手方の保険会社とまだ、バス等の補償金の額が決定されておられませんので、今回は計上していません。確定しましたら、補正予算等で計上を予定しております。町側の車両保険につきましては、掛けております。車両保険は掛けておりますけれども、先ほどもありました相手方が悪いということで、この保険の適用にはなっておりません。新車購入費用の保険金1万7,000円しか計上されていないということですが、この1万7,000円につきましては、自賠責保険の保険料であります。任意保険、共済保険ですが、この共済保険は対人、対物、車両保険を掛けております。宝くじの市町村支援金ですけども、申請できなかということですが、町有バスの購入には、このメニューがないようでございます。町と致しましては、特別交付税に係る特殊財政事情に該当することで、特別交付税として、県に要望をしていきたいと考えております。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

この6番のですね、電気自動車については、一つだけ教えて下さい。これは、場所はどこに据えるんですか。これだけです。

それから、7番を続けて2つやらせていただきます。7番について、地域福祉基金積立金280万円について、お聞きしたいと思います。今回、説明のありました、今回の福祉基金は、どういう目的の基金かということをお聞きしたいと思います。なぜ、こういうことを聞くかといいますとですね、平成6年から平成16年の間に、野根地区住民さん、4人からですね、福祉事業に役立ててほしいとして寄附された、計222万円の民間寄附金が、この福祉基金、基金が抜けていたかな、その積立金にプールしていると、こう説明を受けております。この基金と、その今いう、寄附金の積立、プールしている基金は同じものかという質問でございます。

それから、2つ目になりますが、現在、その住民基金などの積立基金残高はどれくらいあるのか。利子も入れてお聞かせ願いたいと思います。それから、これは年度、年度で行われている福祉センターの包括の方ですね、会計決算報告では報告されているのかどうか。以上、2点お聞きしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

田島議員の質疑にお答え致します。電気自動車用の急速充電機ですが、場所は白浜海水浴場の駐車場で、国道側の一角を予定しております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

蛭子包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方から、地域福祉基金積立金280万円についての1について、お答え致します。今回の地域福祉基金280万円につきましては、平成24年度に実施しました、あったかふれあいセンター事業に対する過疎債充当額1,380万円のうち、20パーセントが県から交付されるもので、その地域福祉基



金、それを地域福祉基金に積立てるものでございます。田島議員が言われる、住民さんからの寄附金220万円は社会福祉協議会へ寄附されたものではないでしょうか。そうでしたら、この積立金には関係ございません。以上でございます。

議長 (小野 正路議長)  
総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)

お答えします。7番の2です。地域福祉基金積立金、2の積立金残高でございます。平成24年度歳入歳出決算書では地域福祉基金としまして、1億2,109万2,000円の残高となっております。また、ふるさとづくり基金では、209万円の残額となっております。ふるさとづくり基金につきましては、ふるさと納税寄附金を積立てております。

議長 (小野 正路議長)  
8番、田島毅三夫君。

8番議員 (田島 毅三夫君)

サービスしてくれたんやね。これは福祉基金と題目は違いますけれども、この福祉基金の目的、確かにその基金の、その今いう、財源というのは聞きました。今、説明受けましたけれども、どういう目的で直しているのか。それは結構です。また、あとで聞きます。それから、今、総務課長の言われたように、この私が言っているのは、こういう基金を住民さんからいただいたものをですね、福祉に役立てて下さいという趣旨でいただいたものは、その趣旨に則ってという、本意を汲んで、何かに使ってあげるべきではないかと、こう思います。これまた、計画、よろしく願いしたいと思います。

8番目に入ります。町商工会補助金145万円について、お聞きしたいと思います。この145万円については、説明では金券配布による商工振興策をすると、悪いことではないと思います。年末年始に掛かってですね、そういう、その振興、町商品の販売を促進するという意味では、私は悪いことではないと思いますが、ただ、今までも過去に、前町長時代もだいぶありました。しかしながら、よく聞いてみますとですね、その金券で必要品、いつも買わなければならない、あるいはいつも支払わなければならないような必要品に支払って、そこで浮いたお金を町外で購入していると。こういう苦情じゃありません

けれども、問題が上がっております。これは商売をしている方から、ほとんど増えていないと。その分、金券分は増えなければいけないのに、トータルすれば、増えていないと、こういうことから分かる、という説明を受けておりました。そういうことですね、できれば、こういう安易なという言い方は、私は悪いですが、商品券だけに頼るのではなくて、もっと効率よく町内に還流するような商工振興策、こういうものをやはり、商工会を中心に、真剣に考えていただきたいなと思っております。そういう意味からも、補助金を出している町としても、商工振興への提案に、アドバイスは何かできないかと、こう思っておりますが、どうでしょう。これは法的にいけるのでしょうか。できたら是非、そうしてあげていただきたいと思えます。

2つ目になります。145万円のそのうちの30万円ですね、雪だるまを作ると説明がありました。こうしたイベントも悪くはないと思っております。ただ、こういうことで、商工振興につながるのかなと、こういうことを考えております。これはですね、今後、商工会自体が金融だけでなく、もっと商工振興を活性化につながるような、そういう補助金の使い方、企画立案をしていただきたい。そう真剣に協議すべきではないかと、こう思っております。今まで商工会から町へですね、商工振興計画案や各種要請など、何か上がってきたことはございますでしょうか。こういうイベント以外で、何かこういうことをするから、こういう補助をいただきたいというような、そういう商工会から自発の、独自の、そういう案が上がってきたかどうかお聞きしたいと思えます。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方から、町商工会補助金145万円について、お答え致します。1番目の件については、今回は商工会スタンプ会より、海の駅再建記念として、プレミアム商品券発行の要望があり、本町としても海の駅のオープンに併せて商品券を発行することにより、商工の振興につながると考えています。また、商工会によると、商品券を配布していた、平成22年ごろと比べまして、売上げが2割程度、落ち込んでいると聞いています。そうした中、経済効果が薄いかもしれませんが、少しでも商工発展の足がかりになればと考えています。

2番目につきまして、商工会からは毎年、補助金の申請時に、事業計画書を提出していただいております。それに基づき、事業が執行されています。ま

た、総会においても、その報告を受けております。今回、商工会青年部が再編し、最初の事業として、本町では雪に接する機会が少ない児童や園児に雪をプレゼントして、情操教育の一助となることを目的として行う事業です。以上です。よろしく願い致します。

議長

(小野 正路議長)  
8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)  
そういう説明がございました。どうして私は、こういうことを言うかといいますと、今回の場合はですね、補助金で、商工会の補助金は542万円に上がっております。そこで、うちは、お聞きしたかったのは、そういう、その商工会から年度初めに、こういうことをするという申請が上がって、それに対して補助金を出している、と、こう聞いておりますが、その補助金の実行された成果と、いいですか、そこまで町は審査、精査しておりますか。補助金がただ、出しっ放しではなくてですね、そんだけの500何十万のお金を出して、

議長

(小野 正路議長)  
田島毅三夫君、ちょっと広がっていますよ。完全に広がっています。完璧に。訂正して下さい。元に戻して下さい。

8番議員

(田島 毅三夫君)  
そういうことでございます。趣旨が分かったら、今後、気を付けて下さい。お願いします。ただ、1点、もう一つ、ごめんなさい。この補助金を出しっ放しということは、これはだめだと思います。出した以上はやはり、その事業に対して精査していくと、成果がどうやったか、それによって、来年度、どうするかということは今後、考えて下さい。それによって、決めていくと。その姿勢は考えて下さい。お願いしておきます。

それから、9番目に入ります。捕獲報償費として、シカ70頭分、70万円の追加が出ております。これは、今年は特にですね、有害鳥獣が増えてですね、耕作放棄したいという方が出るぐらい被害状況が出ております。これは、そのシカ捕獲のための町単独の追加になっております。そうなってくると、今まではですね、このシカに関しては国からの補助金がありました。これは、8,000円、1頭につき8,000円と。合計で1万8,000円という捕獲報償金が出てたんですが、今回の分は、これは付かないのでしょうか。お聞きしたい

と思います。

それから、2つ目になります。その他の有害駆除分として、町単独事業で30万円が計上されております。この分についてもですね、県から2分の1の出る鳥獣被害対策市町村総合支援交付金、これを受けられなかったのか。受けなかったのか。お聞きしたいと思います。あとのことは、1つだけ、また、ブーイングが出るかも分かりませんが、この捕獲のためにですね、東洋町全体で現在、何名の方が狩猟免許を持っておられますか。その人数が分かれば、お聞かせ願いたい。分からなければ、また、聞きにいきます。以上です。

議長 (小野 正路議長)

伊吹産業建設課長。ちょっと最初、答弁漏れ、ちょっとあるから指摘します。出て下さい。雪だるま30万円という数字が出てるが、この雪だるまということの名称はどうか。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
雪だるまではなく。

議長 (小野 正路議長)  
じゃないでしょ。そうでしょ。訂正して下さい。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
雪のプレゼントです。

議長 (小野 正路議長)  
はい。(議席より、ごめんなさい。訂正しますとの発言あり。)はい、続けて下さい。どうぞ。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
私の方から、捕獲報償費シカ70頭分、70万円の追加について、ご説明致します。1番と2番、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。平成25年4月1日から11月14日までの捕獲頭数ですが、シカ194頭、イノシシ95頭となっています。シカについては、当初予算で180頭分、180万円を計上しておりましたので、国の上乗せ分を除く通常分が予算不足のための補正です。内容については、14頭分の差額と、26年の3月15日以降

から3月末までに捕獲予定のものです。また、国の上乘せ分、高知県鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業交付金については、幼獣、成獣、合わせて56頭分の予算が残っていますので、それに対応したいと考えています。高知県鳥獣被害対策市町村支援総合交付金は、後年度に実績に応じて支援される交付金です。内訳としましては、国が80パーセントの特別交付税措置として、残り20パーセントの2分の1、シカについては、3分の2が県の交付金となります。以上です。よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)  
8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

ちょっと把握がしきれませんでした。ということは、シカについては、1頭、報償金として、その狩猟者に渡るのは、1万8,000円ということでしょうか。はい、了解。ありがとうございます。

それでは10番目に入ります。海の駅本体工事追加分、136万5,000円について、お聞きしたいと思います。この費用のうち、83万円はですね、聞きますと、一旦、海の駅店舗の床下に埋め込んだ電気配線の場所に問題があって、移動させた費用だと聞いておりますが、事実でしょうか。これが事実であればですね、この変更は設計ミスではないのか、こう思ったんですよ。設計及び工事監理費として、204万円が支出しておりますが、その責任は設計業者に負担を要求すべきであると。なぜ、町が支出したのかということでございます。理由をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

ごめんなさい。もう一つ、すいません。2番目として、残りの53万5,000円の本体工事費用は、何を追加したものか。お聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方から、海の駅本体工事追加分、136万5,000円について、お答え致します。1番目ですが、当初の設計段階ではハンドホールという電気の線をつなぐコンクリートで、コンクリートの丸い穴ですね、これが埋設されていることが分からなかったため、移設費用は計上していませんでした。工事を

施工中、基礎の床堀で分かったため、急きょ、移設せざる得ない状況となりましたので、その追加費用として、約25万9,000円を計上しております。

2番目ですが、残りの110万6,000円につきましては、厨房の換気フードの変更や消毒器の設置、建具の変更、床の仕上げの変更など、細々したものの追加分の予算計上となっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 (小野 正路議長)  
8番、田島毅三夫君。

8番議員 (田島 毅三夫君)  
1点、確認しておきます。今、課長の答弁の中でですね、本来、入れておかなければならないものを入れていなかったために追加したと、こういうことですか。違いますか。(自席より、違いますとの発言あり。)あとから、

議長 (小野 正路議長)  
伊吹課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
当初、工事の設計の中でですね、ハンドホールというものが、最初の設計段階では入っていなかった。埋まっていることを知らなかったということになります。床堀中に発見されたので、それを移設したという工事の追加費用になります。(議席より、それ、元々、町の前の分のということですかとの発言あり。)そうです。(議席より、前の分との発言あり。)前の分です。既に入っていた分です。(議席より、分からずにとの発言あり。)はい。

議長 (小野 正路議長)  
8番、田島毅三夫君。

8番議員 (田島 毅三夫君)  
そういうことであれば、不可抗力だったと思います。この分については、了解致しました。  
それから、11番目、最後になります。この野根中学校のアスベストの浮遊量調査手数料、15万5,000円について、お聞かせ願いたいと思います。

議長 (小野 正路議長)

田島毅三夫君、これ15万5,000円でいいんですか。10万じゃないんですか。

8番議員 (田島 毅三夫君)  
10万ですか。

議長 (小野 正路議長)  
そうですね。続けて下さい。どうぞ。

8番議員 (田島 毅三夫君)  
よく注意していただきまして、ありがとうございます。すぐ反省しますからね。このアスベストについてはですね、被覆工事が完了して久しいんですよ、この工事はね。私達はもう完全に終わったものだと安心してたんですよ。子ども達がそこで安心して学用に励めると、こう喜んでいたんですが、これは今でも浮遊の危険があるのでしょうか。落ちとったいうか、たぶんそうやと思いますが。それがアスベストかという調査あるいはまた、その元を調べるということだと思いますが、いつ分かったんですか、この問題が。それだけお聞かせ願いたいと思います。

議長 (小野 正路議長)  
奈良崎教育長。

教育長 (奈良崎 幸一教育長)  
私の方からは、野根中学校のアスベスト浮遊量調査の手数料についてでございます。これは、平成20年度にアスベスト固化剤吹付工事を実施致しまして、平成23年度の4月にアスベスト落下防止テントの設置をしまして、同年8月にアスベスト浮遊量調査を実施致しまして、調査結果は、現状では健康被害が生じる可能性は低いと考えられるが、当面は適切な管理を行うこととなっております。これは今年、11月の18日に学校長より、体育館に白い濁った液体が落ちているという報告がありましたので、今回、調査の費用を計上させていただきます。以上でございます。

議長 (小野 正路議長)  
8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

白い液体というのは今、初めて聞きました。ということは、雨漏りも入っているんですか、これは。普通、液体、アスベストは液体ではありませんからね。その確認をしたい。屋根からの雨漏りがあるのかどうか。調査、測量した結果、どういいますか、大丈夫だろうというようなことが、ということはやはり、工事に、まだ、完全な100パーセントではなかったということやったんですよ、前は。そういうことであれば、大変なことやな、これは。私は、こういうことであって、その業者の責任かなと思ったんですよ。そういう業者の責任であれば、この10万5,000円は業者にもう一遍、出してもらって、完全なものに作ってもらえと、こういう考えを持っていたんですが、そうであれば、もう一度、検査結果を待ちたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

以上で、田島毅三夫君の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)あとで言います、あとで。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第68号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第11、議案第69号、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

休憩します。1名、ちょっとトイレに行きましたので、休憩します。

(休憩時間:10時15分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時15分)



これより、議案第69号、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員（賛成9：反対0）であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第12、議案第70号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。（自席より、なしとの発言あり。）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。（自席より、なしとの発言あり。）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第70号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員（賛成9：反対0）であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

ここで10分休憩を致します。再開は10時25分。

（休憩時間：10時16分）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（再開時間：10時26分）

日程第13、議案第71号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。（自席より、議長、申し訳ないとの発言あり。）8番、（自席より、答弁漏れ、お許し願いたいとの発言あり。）何の答弁漏れですか。休憩します。

（休憩時間：10時26分）

通告漏れに対する発言許可の協議。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（再開時間：10時28分）

これより、議案第71号の討論を行います。討論はありますか。（自席より、なしとの発言あり。）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第71号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数(賛成8:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第14、議案第72号、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務及び規約の変更についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合規約の変更について、1、2、3、4点お聞きしたいと思います。これは説明では、26年4月1日に三津の丸山長寿園が奈半利に移転すると、こういうことを聞いております。その規約の一部が変更されて出てきておりますけれども、例えばですね、改正後の規約の11条中に負担割合により、算出した額を組合市町村が負担すると、こうありますね。この町負担額はどれくらいになるのかなということを、ちょっと概算でも構いませんが、出ておれば、お聞かせ願いたいと思います。それから、その負担割合の決定根拠といいますか、例えば、人口割できているのか、あるいはまた、その入所者数あるいはまた、距離なんかも入っているのかなと、こう思うんですが、分かっておれば、お聞かせ願いたいと思います。それから、旧施設と比較して、入所者負担のアップはないのかということをお心配しております。これは所得とかいろいろ、そういうことによって、差があると思いますけれども、その基本的な入所者の入所料というのが、新しくなったということにおいて、上がってくるのではないかと。そういう心配をしております。以上、お聞きしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)

蛭子包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

田島議員の質疑にお答え致します。この質疑の中で、田島議員がおっしゃられましたけれども、三津の丸山長寿園が奈半利に移転するというお話がありました。三津にあった丸山長寿園が民営化されることにより、当組合の事務局を丸山長寿園から奈半利町にあります、愛光園へ移転するものでございます。それと、平成25年度の町の負担金は、17万9,530円でありま

す。内容としまして、運営経費負担金、5万9,530円、児童手当負担金、12万円となっております。現在、安芸広域で運営している施設は愛光園と丸山長寿園の2施設となっておりますが、そのうち丸山長寿園が民営化されることで、運営する施設は愛光園の1施設となります。町が負担する金額は事務局の運営に係る経費でして、施設数に関係なく、1カ所の事務局で働いている事務局職員の人件費及び事務経費となりますことから、変更後も負担金は変わらないということでございます。ただ、運営費負担割合は入所者割と均等割で構成している関係で、入所者が減れば、負担金も減ります。それと、現在、負担はありませんが、施設建設等があった場合は人口割も負担金の算出根拠となるようでございます。

2番目の入所者負担のアップはないのかということでございますが、入所者のサービス利用の負担につきましては、介護保険制度に基づいた運営で行っており、公営や民営に関係ないということですので、民営化したあとの入所者負担は現在と変わらないということでございます。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。いいんですか。

8番議員

(田島 毅三夫君)

了解。1点だけ教えていただきたい。ということは、室戸、何とかと言いましたね、というグループに、それを委託するというのは事務だけを委託ということになるんですか。事務をそこに委託すると。民営化さすんですから、そこに全部、委託さすわけですね。ところが、新しい、うちらが最初に説明受けたんが、新しく建て替えると、こう聞いてたんですが。じゃ、今の、旧のまま、そのまま委託先だけ変えると。申し訳ございません。勘違いをしておりました。すいません。以上です。

議長

(小野 正路議長)

田島毅三夫君の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第72号、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務及び規約の変更についての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員

(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第15、議案第73号、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第73号、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第16、発議第9号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書についての件を議題と致します。提出者の説明を求めます。4番、高島俊彦君。

#### 4番議員

(高島 俊彦君)

発議第9号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書について、本議案を別案のとおり、会議規則第14条の規定により、議会に提出する。本日提出であります。提出者は私、高島俊彦。賛成者は松本太一、小林幸三、小野正路の各議員であります。

本件は東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。12月5日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説明を致します。

子ども・子育て関連三法を受け、新制度の施行に向けた議論が進められている。しかし、保育の基準等について、現行水準の切り下げにつながるような新たな提案もされているが、いまだに全体像が明らかにされていない。新制度については、当事者、関係者、自治体からの意見聴取を踏まえた十分な議論と、不安や疑問を払拭した上での周知徹底が必要で、このまま新制度を実施すれば、保育の現場に大きな混乱と、将来の禍根を残すことになりかねない。幼い子どもの命に関わる制度の変更については、子どもの権利保障の観点から、十分に配慮した上で、検討することが必要と考える。よっ

て、国及び国会においては、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任の下に保育制度の拡充を図られるよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか6名の議長、大臣に意見書を提出するものであります。なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願い致します。以上で、趣旨説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりました。ここでお諮りします。本件については質疑、討論を省略し、直ちに裁決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第9号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書についての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数(賛成7:反対2)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第17、発議第10号、重要5品目の聖域すら守れない環太平洋経済連携協定、いわゆるTPP協定交渉参加から直ちに撤退することを強く求める意見書についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。9番、今宮裕明君。

9番議員

(今宮 裕明君)

発議第10号、重要5品目の聖域すら守れない環太平洋経済連携協定(TPP協定)交渉参加から直ちに撤退することを強く求める意見書について、本議案を別案のとおり、会議規則第14条の規定により、議会に提出する。本日提出であります。提出者は私、今宮裕明、賛成者は田島毅三夫、小松熙、西岡尚宏、福島登の各議員であります。

本件は東洋町議会に意見書採択の要請があり、産業建設常任委員会に付託されたものであります。12月5日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説明を致します。

日本政府は聖域なき関税撤廃が前提でないと、首相とオバマ大統領との共同声明を行い、また、自民党の公約や衆参両院農林水産委員会での決議

などで、農産物重要5項目は必ず守ると断言した。しかし、インドネシアで開催された、TPP交渉会合に参加した自民党TPP対策委員長の発言は、それを否定するものに他ならない。農林水産業はもとより、医療、労働、金融、食品安全など、国民生活のあらゆる分野に影響することが予測され、とりわけ高知県などの中山間地域を抱える地方ではTPPによって、地域経済の崩壊が懸念されている。過疎や高齢化などを抱える高知県は産業振興計画などの県勢浮揚に取り組んでいるが、TPPはこういった、高知県の努力を打ち砕き、甚大な傷みを強いる極めて危険な自由貿易協定である。日本政府はTPP交渉から直ちに撤退するよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか5名の議長、大臣に意見書を提出するものであります。なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願い致します。以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については、質疑、討論を省略し、直ちに裁決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第10号、重要5品目の聖域すら守れない環太平洋経済連携協定、いわゆるTPP協定交渉参加から直ちに撤退することを強く求める意見書についての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第18、発議第11号、環太平洋経済連携協定、TPP協定交渉参加から直ちに撤退することを求める意見書についての件を議題とします。直ちに提出者の説明を求めます。8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

発議第11号、環太平洋経済連携協定、TPP協定交渉参加から直ちに撤退することを求める意見書について、本議案を別案のとおり、会議規則第14条の規定により、議会に提出したいと思っております。本日提出であります。提出者は私、田島毅三夫。賛成者は今宮裕明、小松熙、西岡尚宏、福島登の各議員であります。

本件は発議第10号以外の団体から東洋町議会に意見書採択の要請が

あり、産業建設常任委員会に付託されたものであります。12月5日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説明につきましては、先ほど、今宮副議長から言われたとおり、発議第10号の趣旨と全く同様でありますので、お手元に配布してあります、意見書案をご参考にいただき、ご審議をよろしく願い申し上げます。以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については、質疑、討論を省略し、直ちに裁決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第11号、環太平洋経済連携協定、TPP協定交渉参加から直ちに撤退することを求める意見書についての件を挙手により、採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第19、委員会報告、総務教育民生常任委員会からの報告を求めます。小林総務教育民生常任委員長。

総務教育民生常任委員長

(小林 幸三総務教育民生常任委員長)

総務教育民生常任委員会から議会閉会中の委員会活動として、11月19日に実施しました、保育園及び小学校、中学校の訪問につきまして、その概要を報告致します。

この委員会活動は保育園や小中学校を訪問することを通じて、関係者との意見交流を行う中で、教育活動の現状などを聞き、また、施設等の改善要望等の把握に努めることを目的にして、教育委員会とともに実施しているものであります。学校訪問の内容は配布した資料のとおりであります。若干の補足説明を致します。

各施設からの改善要望等につきましては、資料の2ページに記載のとおりであります。銀杏保育園は各種の遊具の修繕や点検を、子供の安全確保の面からの対応を求めています。野根中学校は玄関周辺環境対策、特に蛍光灯の設置や天井部の塗装の剥がれ等々でございますが、その修繕、更に体育館の雨漏りとアスベストと思われるものの落下、飛散等の調査

と対応が必要でございます。野根小学校は特別支援児童の校舎内の移動手段等について、検討を進めるべきであると思われまます。甲浦中学校では窓ガラス飛散防止フィルムの貼付けへの予算措置が必要だと感じました。甲浦小学校におきましては、これも窓ガラス飛散防止フィルムの貼付け、学校校舎外壁のひび割れの点検並びに小石の落下等への対策、それから、プールの水漏れ修繕、そういったことが提起をされております。甲浦保育園は廊下の破損部の修繕、砂場の水はけ対策、遊具の点検などの修繕でございます。現在、着手をしている内容も含めまして、こうした要望が各施設の管理責任者からありましたので、教育委員会とともに確認をし、是非、実現をしていただきたいというふうなことで、ご報告するところであります。

最後に、昨年までの活動を通じまして、耐震化の課題は大幅に前進しております。また、細かい施設の改善点につきましても、教育委員会、住民課の積極的な対応で、改善が進んでいるという評価を、各学校、保育園の責任者から聞いたところでございます。これは子どもの教育環境の充実という視点から町長の前向きな対応や関係部門への指示、予算配置への決断等の思いを強く感じた次第でございます。先ほど、説明致しました、施設の改善や要望につきましましては、来年度の予算での対応になるというふうに考えますが、松延町政において、大局的な観点から積極的な対応をお願いし、常任委員会からの報告とします。ありがとうございました。

議長

(小野 正路議長)

小林総務教育民生常任委員長の報告が終わりました。続いて、西岡産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常  
任委員長

(西岡 尚宏産業建設常任委員長)

産業建設常任委員会より、11月20、21日、実施しました、道の駅視察について、ご報告致します。なお、視察の詳細については、報告書及び資料をご参照下さい。

本委員会は白浜の海の駅再開に伴い、今後の運営の発展、地域の振興に資するため、3カ所の道の駅の視察を実施致しました。

まず、本委員会は主に生鮮直売が充実している、福岡県宗像市の道の駅むなかたを視察して参りました。この道の駅は新鮮ということを方針とし、鮮魚を直売しており、注目すべきところは、鮮魚のパック詰めから搬入までを地元の漁師若しくは鮮魚店が行い、水揚げした船名まで表示し、生産者の責任意識を高め、好循環の販売競争を展開しているところであります。また、道



の駅運営会社と各漁協、漁師がともに連携し合い、道の駅の運営に大変、尽力されているところであります。

次に、直売では全国的に有名な愛媛県今治市のさいさいきて屋を視察して参りました。このさいさいきて屋は農協の職員であり、現在の室長が、将来の農業衰退を危惧し、農業の担い手育成、農業所得の向上を図ることを目的に30坪の直売所から始められたのが前進であり、今や、直売所はもちろん、直売所の隣接地に貸し農園、試験農園を整備し、農業全般の発展に力を入れているところであります。このさいさいきて屋は地元産にこだわり、その徹底ぶりは、販売される品物を始め、食堂等へ提供される食材、売れ残った野菜のパウダー商品を、カフェの食材としての提供、販売など、さまざまな工夫を凝らし、地元の振興、発展までも見据えて、運営しておりました。室長の熱意が感じられる視察でありました。

最後に、四万十町の道の駅とおわを視察して参りました。住民の投資により、立ち上げられた株式会社四万十ドラマが指定管理により、運営し、自社製品の開発で、特産品のお茶や栗を加工した商品など、付加価値を付けて販売。更にはネット販売で全国発信され、宣伝に力を入れていました。販売の際は、地元産のものを使用していることなど、商品の中身や背景が説明できるよう、職員の実地研修等を実施し、地元への貢献を始め、接客に対する資質向上を図り、運営、集客に尽力しているところであります。また、国道381号線沿いの愛媛県から高知県窪川にかけて、8カ所の道の駅があり、連携を図りながら運営をしているところです。

総括として、今回、3施設の道の駅の視察を行いました。どれも共通していることは、道の駅運営には試行錯誤を繰り返し、最善の運営に努力していること。また、地元との連携を大切に、地元の方も利用することを重点にしていること。また、全ての責任者には熱意が感じられ、地元との共存、地域の発展、一次産業の振興に寄与するため、道の駅の運営を通じて大変、尽力されているところです。これらの視察で学んだことを、本町の海の駅の発展のための一助としていただき、本委員会においても助言等で支援する所存であります。以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長

(小野 正路議長)

西岡産業建設常任委員長の報告が終わりました。

日程第20、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員長及び議会運営委

員長から閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。ここでお諮りします。それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

暫時、休憩を致します。

(休憩時間:11時00分)

引き続き、一般質問を行うことの協議。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:11時01分)

日程第21、一般質問を行います。質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。質問の通告が5名ありました。それでは順次、これを許します。

初めに、福島登君から、件名は町税制の状況について問う、ほか3件であります。答弁者は担当課長、課長補佐、担当職員となっております。福島登君、質問を始めて下さい。

1番議員

(福島 登君)

福島でございます。まずは、議長におかれましては、私に質問の機会を与えていただき、感謝を致しております。私からは、9月の議会に引き続き、税制関係の質問を2件と、その他2件、計4件の質問をさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

早速ですが、質問1と致しまして、町税制の状況について問うものでございます。町長の行政報告にもありましたとおり、本町は自主財源に乏しく、平成24年度決算では地方交付税が歳入の36.5パーセントを占め、町税は、4パーセントにとどまっており、自主財源確保の観点から、町税の徴収率を上げる必要があると考えております。そこで、現状を町民の皆様にお分かりいただくため、1、平成24年度、現年課税分、滞納繰越分の徴収率と収入済額。2、平成25年度の現年課税分、滞納繰越分の徴収率と収入額の見込み。また、お手元に資料がございましたら、数年前からの滞納処分の実施状況について、一括してお聞きを致します。

議長

(小野 正路議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

それでは福島議員のご質問にお答え致します。まず、1点目でございます。現年、滞納繰越分の徴収の状況ということで。それでは、1番目のご質問ですが、この24年度の現年、滞納の徴収率の状況等につきましては、先般、9月の定例会で決算審査をしていただき、町税全体の徴収率は79.1パーセント、高知新聞でも掲載をされておりましたが、高知県下で最下位、本町におきましては、14年連続最下位という不本意な実績となっております。ご質問の現年課税分では対前年度、0.6パーセント増の97.1パーセントということで、現年分につきましては、34市町村中、33位でございます。滞納繰越分では6.2パーセント増の15.4パーセントの徴収率となっております。この現年と滞納を合わせた徴収率79.1パーセントは、高知新聞でも掲載されておりましたが、33位の土佐清水さんとの差は、5.8パーセント、大きく開いている状況にあります。この本町の徴収率が突出して県下で低いという要因としまして、まず、滞納繰越分が過去、13年前の平成12年からの累積滞納分を含めた滞納額となっております、徴収率を算定を致します、分母が大きく膨らんでいる状況にあります。今後、地方税法第18条の規定により、5年時効以前の、過去の累積滞納額の分析を行いまして、行方不明、また、死亡、また、倒産など、いろんな徴収不可能な案件につきましては、地方税法の15条の規定により、執行停止等の処分を含めまして、滞納整理をしていきたいと思っております。

次に、2番目でございますが、25年度の現年、滞納の徴収率の見込みでございますが、この平成25年度の徴収率の見込みにつきましては、町民税、固定資産税など、納期が到来していない税目もありますが、前年度の同時期と比較をしますと、約6パーセント弱、上回っている状況でございます。大きいことは言えませんが、平成25年度は、何とか前年度を上回る徴収率を確保し、近い将来、最下位を脱出したいと考えております。それには預貯金、保険、不動産の差押え、特別徴収の強制指定、地方税法の48条に基づきます、県による個人県民税の直接請求、徴収も含め、いろんな徴収強化対策を粛々と執行していきたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解のほど、よろしくお願いを致します。

次に、3点目でございますが、滞納処分の実施状況でございます。滞納処分につきましては、11月の末現在ではありますが、差押え件数は金融機関19件、生命保険2件、年金機構1件、給与等5件、それと、交付要求2件、

計29件の処分を執行しております。また、町長の行政報告でもありましたように、国税徴収法第142条の規定に基づきまして、9月の26日に南国香南香美租税債権管理機構と合同捜索の実施を致しております。町税の滞納のタイプは大きく分けまして、3つに分かれております。1つ目は、うっかり型ということで、納税の納期をうっかり忘れてしまい、気が付いて、のちに納税していただく方。また、2つ目が、払えない方、税金を払えない方、多重債務など、失業されている方がございます。税金を払えない方。3つ目がですね、払えるのに払わない方、悪質な滞納者がございます。本町としましては、3つ目に、払えるのに払えない悪質な滞納者の方について、預貯金調査の差押えも含め、捜索によるインターネット公売、不動産の差押えなど、さまざまな滞納処分を実施していきたいと考えております。何とか町税の徴収の強化をしまして、高知県最下位の脱出を図りたいと考えておりますので、よろしくお願いを致します。

議長

(小野 正路議長)  
1番、福島登君。

1番議員

(福島 登君)

このように、滞納がある一方で、厳しい経済状況の中でも、きちんと納税し、国民の義務を果たしている大多数の納税者のためにも、適切な調査の上、悪質滞納者に対しては厳格な滞納処分を実施していくことが、税の公平性につながると考えております。今後も税徴収、滞納処分、滞納処分の実務経験を積んでいただき、技術向上を図っていただくことを強くお願いし、次の質問に移らせていただきます。

質問2と致しまして、質問1と関連致しますが、町民税の特別徴収について問うものでございます。自主財源の確保、町税の徴収率向上の観点から、町民税の特別徴収は重要と考えております。1、普通徴収と特別徴収の違い。2、町内の特別徴収、必要な事務所の、事業所の数はいくつあるか。3、今後の特別徴収の推進について、一括してお聞きを致します。

議長

(小野 正路議長)  
福原税務課長補佐。

税務課長補佐

(福原 良幸税務課長補佐)

福島議員の質問にお答えします。私の方からは、普通徴収と特別徴収の

違いについてと、町内の特別徴収、必要な事業所の数について、お答え致します。普通徴収と特別徴収の徴収方法の違いを簡単に説明しますと、普通徴収は町民税を自分で納めるのに対して、特別徴収は会社が従業員の代わりに納めるということになります。普通徴収の場合は、その年の6月中旬に役場から納税義務者に納付書を送ります。それを元に、納税義務者が役場や銀行、郵便局で納めることとなります。一方、特別徴収の場合には会社が従業員の代わりに納めますので、給料から天引きして、会社が納めることとなります。納期については、普通徴収の場合、6月、8月、10月、1月の4回で納めていただきます。一方、特別徴収の場合は毎年、6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から天引きされますので、納め忘れがないという点と、1回当たりの納付金額が少なくなるというメリットがあります。

続きまして、特別徴収、必要な事業所の数についてですが、現在、町内にあります、特別徴収の対象事業所は、約50事業所あります。そのうち、33事業所、納税義務者208名が今現在、特別徴収を行っております。以上です。よろしく申し上げます。

議長 (小野 正路議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登君)  
説明ありがとうございました。特別徴収で現年度課税分の納税を増やすことが、滞納繰越分を増やさないことにつながると考えております。また、滞納者の更なる繰越滞納を防ぐための一つの方策として、雇用の機会を与えることも重要だと考えております。町臨時職員等、募集において、納税者の雇用が優先されるのは当然だと思います。その反面、就業を強く希望し、納税確約が取れる滞納者に雇用の機会を与えることも、大切なことだと考えております。そこで、一つの方策として、町内臨時職員採用条件、町税等に滞納がないものの条項を納税確約の上で、一部、緩和することについて、執行部にお聞きを致します。

議長 (小野 正路議長)  
安岡税務課長。

税務課長 (安岡 良仁税務課長)  
福島議員の質問にお答え致します。③の部分、ちょっと答弁漏れがござい

ましたので、私の方から、ご説明致します。今後の特別徴収の推進についてということでございますが、個人住民税の特別徴収は所得税の源泉徴収を行う事業所に適用されまして、個人が納める普通徴収よりも、納税率が高くなる反面、事業所の事務負担の増や制度の認知度の不足から、完全に本町では実施されていないのが現状でございます。法令遵守でいえば、所得税の源泉徴収を行う事業主、従業員が、前年度に給与の支払いを受けた者であり、また、かつ、年度の初日、4月1日現在、給与の支払いを受けている場合は事業主が従業員の住民税を徴収して、町に納めていただく必要があります。このように、一定の要件を満たしていれば、地方税法第321条の3の規定により、給料から天引きをするということになっております。先ほど、補佐の方からも、ご説明があったんですけども、特徴のメリットは毎月の徴収額が決まっていることから、事業所には計算の煩わしさがなく、また、納付の回数が年12回になります。1回当たりの納税額が少なくなり、自分で役場とか、金融機関へ足を運ぶ手間がなくなります。こういったメリットをですね、事業主、また、納税者に、ご理解していただく必要がございます。現在、町内の事業所で特別徴収をしていただいている事業所につきましては、事業所に訪問説明をし、特別徴収の制度をご理解していただき、全ての事業所が特別徴収していただくよう、お願いをしたいというふうに考えております。どうしても特別徴収できない事業所につきましては、地方税法第321条の4の規定によりまして、特別徴収義務者の強制指定をするということも含めて、今後、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを致します。

議長

(小野 正路議長)  
大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

福島議員の質問にお答え致します。まず、町の臨時職員の募集につきましては、毎年2月に申請をしていただいて、登録をさせていただいております。臨時職員とはいえ、身分につきましては、地方公務員ということで、我々と同じでございます。それと、先ほど、町税等の徴収、また、滞納処分の状況、取組状況につきましては、所管課長から答弁のありましたとおりでございますが、これまでも滞納状況によりまして、納付可能な金額については、納税相談の上、雇用してきた経緯もあります。分納計画も守られなかった例もあり、雇用を解約した事例等もございます。そういう税務課の取組状況も踏まえ、町が関係する臨時職員の募集に関しましては、最低限の条件とし

て、町税等の滞納がない方としております。そういうことで、ご理解とご協力をお願いします。

議長 (小野 正路議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登君)

今朝も新聞折込には、緊急雇用創出という部分で、折込がありました。その部分については、滞納条件がなかったと思いますが、それと、臨時職員との部分で、これはすみ分けをされておるんですか。(自席より、そうですとの発言あり。)はい、分かりました。今後も特別徴収、また、雇用の創出に十分、力を尽くしていただきたいと思いますので、それをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

質問3と致しまして、海の駅東洋町の経営計画等について問うものでございます。海の駅については、落成を12月15日、オープンを年明けの1月12日に決定されたところであります。入札の不調や町直営の準備等で大変、ご苦勞をされたと思います。初めての試みで問題も上がっているとお聞きを致しております。私からは、主に経営計画等について、お聞きを致します。

まず、1つ目に、直販、レストラン部門の営業内容と収支計画について、2つ目に、情報発信の拠点としての取組について、3つ目に、防犯、防災の設備について、4つ目に、町直営から指定管理への移行について、一括してお聞きを致します。ダブって、先輩議員からの質問もあると思いますが、よろしくお願い致します。

議長 (小野 正路議長)  
小池産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐 (小池 昭平産業建設課長補佐)

それでは福島議員の質問にお答えさせていただきます。先ほど、田島議員の海の駅条例に関する質問の回答と一部、重複するところがございますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、1番目の直販、レストラン部門の件ですが、直販部門では農産物や水産物、加工品などを中心に販売をしていきたいと考えております。ただし、高知県東の玄関口として、高知県に訪れる観光客にも対応できるよう、県内の土産物なども販売していく予定にしております。レストラン部門につきまし

ては、当初は軽食を中心に、平日と土、日、祝祭日のメニューにも多少変化を付け、営業していきながら、メニューも追加したり、改良を加えていきたいと思えます。収支計画につきましてですが、平均的な月の売上について、試算したところを報告させていただきます。直販部門では、1,300万円を見込んでおりまして、その手数料として、町内外で差を付けるため、当初計画では、16パーセントで試算し、208万円が町の収入になると見込んでおります。食堂の売上につきましてですが、月額90万円を見込んでおりまして、合計で298万円の収入見込みになると考えていますが、オープンが、先ほど、言われましたとおり、1月の12日ということもありまして、売上が少ない冬場と重なるため、2割程度は減少すると思ひまして、全体の収入として、238万4,000円を町の収入として、見込んでおります。経費につきましてですが、人件費、光熱水費が、約110万5,000円、食材費が36万円、その他消耗品として、50万円、合計196万5,000円を見込んでおりまして、収支としましては、41万9,000円の黒字になると見込んでおります。

続きまして、2番目の情報発信の拠点としての取組ですが、海の駅の情報発信機能としましては、県内の観光パンフレット等をそろえまして、東洋町だけでなく、県内全体の観光地の情報発信をできるようにしていきたいと考えております。また、将来的には海の駅のホームページやフェイスブックなども作成して、情報発信などもしていきたいと考えております。

3番目の防犯、防災の設備の件ですが、防犯設備につきましては、昼間については、店内に設置しました、監視カメラで事務所のモニターへ監視、録画できるようにしております。夜間につきましては、警備会社に委託するようにはしておりまして、通常の防犯センサーだけではなく、画像センサーも設置して、画像によりまして、警備会社による監視をお願いするようにはしております。防災設備につきましては、通常の建築基準法で決められた設備以外に、火災報知器を設置するようにはしております。

それと、4番目です。町直営から指定管理の移行時期につきましてですが、9月議会でもお答えさせていただいたと思ひますが、当面は町直営で運営していきたいと考えておりまして、移行時期につきましては、現時点では未定です。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
福島登君。

1番議員

(福島 登君)



住民サービスを提供するものが、町直営で商売として、委託販売や食事の提供を行い、安定経営を実現するのは大変だと思います。その観点からも、開業当初からの収支計画も含めた経営計画が重要であると、誰もが思うと思います。そのためにも、運営協議会があると思いますので、今後とも運営協議会の場で、十分な議論をしていただき、経営安定につなげていただきたいと思います。また、1月12日のオープンの際に、青空マーケットの同時開催を予定しているようですが、海の駅の出品者と重複するのではないですか。物品の販売は海の駅直販所に集中し、記念イベントとして、高知県無形民俗文化財に指定されている、ひよこち踊りを保存会にお願いし、町外の方に見ていただき、東洋町の文化に触れていただくことを、ここで、ご提案致します。また、海の駅以外にも、各課、早急に検討する事案があるともお聞きしております。ですが、オープンが目の前まで来ております。集中した取組を強くお願いし、最後の質問に移らせていただきます。

質問4と致しまして、町民運動会の再開について問うものでございます。中止年度とその理由、過去開催時の費用、今後の開催について、一括してお聞きを致します。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)  
奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

福島議員の一般質問にお答え致します。4番目の町民運動会の再開について問うというものでございます。1番目に、中止年度と理由についてでございます。両地区、平成16年度より、実施は、もうしておりません。その理由につきましても、平成16年度に区長及び責任者と協議して、理由的には高齢化が進み、参加者がなかなか集まらず、同じ人が何回も出場するなどの状況があり、人集めが、特に難しいという理由で廃止になっております。住民への周知につきましても、広報にチラシを入れて行っております。過去の開催時の費用についてでございますが、両地区で50万円ぐらい掛かっております。予算的には、いつも、60万円組んでいた、となっております。今後の開催についてでございますが、これにつきましては、各地区からの要望等があれば、検討したいと考えております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)  
福島登君。

1番議員

(福島 登君)

運動会につきましては、中止した当時と高齢者を中心に、町民の方々の考えが少し違っていると思いますので、機会があるごとに、ご意見をお聞きし、飛んだり、跳ねたりの体力勝負でなしに、お年寄りや障害者の方々、住民の皆さんと一緒に楽しめる場としての笑顔の運動会の実現を、ここで、ご提案しておきます。これで私の質問を終わらせていただきます。皆様、ご試聴の住民の皆様、どうもありがとうございました。

議長

(小野 正路議長)

福島登君の質問が終わりました。

続いて、小松熙君の質問を許します。件名は防災対策について、ほか2件であります。答弁者は担当課長ほかであります。小松熙君、質問を始めて下さい。

5番議員

(小松 熙君)

防災対策について聞きます。避難タワーが各地にできあがり、また、計画中のものもありますが、屋上に避難小屋を造ることはできないか。野根地区の2個目のタワーは部屋付きと聞いているが、いままでに、できているタワーについても、避難小屋的なものはできないか。甲浦、生見地区では建築確認が要りますが、野根地区については、建築確認も要らないので、簡単にできるのではないか。先日、担当課長に聞くと、部屋を造ると、約2倍の単価になるということであったが、我々、一般人が家を建てるのは坪当たり、50ないし70万円、水回りがなければ、40万円以下で建てれると考えております。15坪ぐらいの小屋なら、600万円ぐらいでできるのではないか。3.11のとき、実際、タワーへ逃げた人に聞くと、寒くて大変だったそうです。

現在、避難タワーだけでなく、避難路も各地にできておりますが、そちらへも、小屋ができないか聞きます。避難路であります。車椅子、また、自動車で逃げるところもできないか。これから、段々と高齢化が進む東洋町にとりまして、老人の避難確保が必要かつ最重要課題と考えております。担当者の考えを聞きます。

議長

(小野 正路議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐（長崎 正仁総務課長補佐）

佐

小松議員の質問にお答えを致します。小松議員から避難された方の雨や風、寒さ対策としまして、既存の津波避難タワーへ避難小屋的なものの増築についてのご提案をいただきましたが、既存の津波避難タワー、建築物ですけれども、これは建築基準法に基づきまして、建築物としての安全確保がなされております。従いまして、既存の建築物の中へ建築物を増築する場合、その分、荷重が掛かりますので、建築物としての安全性を保つという観点からすれば、既存の施設への増築はハードルが高いと考えております。これまで、建設をして参りました、津波避難タワーにつきましては、雨よけ用に、屋上部分へ簡易なテントを張れるような仕組みとなっております。緊急時の風よけ、それから、寒さよけの対応としまして、既存のタワーの避難スペースへテントの三方幕のようなもので囲めるような、また、あるいは、ぶっちょづくりのような仕組みで、工作はできないものか、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

次に、津波避難場所への小屋の建設についてですけれども、場所にもよるとは思いますけれども、建築基準法の規定に沿った建築物であれば、建築は可能と考えております。しかし、まずは、津波避難路の整備の方を最優先しておりますので、その整備が完了次第、小屋を建設した場合の管理面も含めまして、検討していきたいと考えております。

次に、車椅子や自動車での津波避難路の整備につきましてですけれども、高齢化の進む町にとりましては、理想の手段かと思えます。しかし、津波到達予測や避難路の幅員の確保、整備コストを踏まえまして、安全に避難できる避難路整備が可能な場所であれば、整備をしていきたいと考えております。どうぞ、よろしくお願い致します。

議長

（小野 正路議長）

5番、小松熙君。

5番議員

（小松 熙君）

簡単な施設でもできるだけ、そういう、できるようにお願いしておきます。また、老人のための避難路の確保、よろしくお願いしておきます。

続いて、ゆるキャラについて、いきます。来年から待ちに待っておりました、海の駅が再開されますが、この際、当町でも、ゆるキャラを作ったらどうでしょうか。作るにしても、かなり後発になるので、話題性を作るということで、兄弟ゆるキャラを作ったら、話題になるのではないのでしょうか。例えば、

ポンカン君に小夏ちゃんというふうには、海の駅で魚が主体となるのであれば、まぐる君とか、観光振興協会に諮問して作ってもらうとか、考えて欲しいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)  
ゆるキャラについてお答え致します。現在、全国的に、ゆるキャラブームで話題になっていますが、本町でも、ゆるキャラといえるかどうか分かりませんが、昨年に甲浦保育園の保護者が製作した、ポンカンマンがあり、保育園の行事や青空マーケット、歌って走ってキャラバンバンなどで活躍をしています。ただ、手作りのため、傷みも激しくなってきましたので、これを機に観光振興協会や関係機関等の意見を聞き、今後、検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)  
小松熙君。

5番議員

(小松 熙君)  
それでは、ゆるキャラについては、また、ご検討の方をよろしく申し上げます。

バス運行について、今回、代替購入の議案が出て、可決されましたが、今後の運行管理体制について聞きます。原因となった事故は相手の過失と聞いておりますが、今後、当方の過失による事故が起きた場合、十分、補償できるのか。事故の責任は運転手及び所有者にあるが、町有の場合、運転手に責任を転嫁することができないのではないのでしょうか。現在、町内にバス会社がない以上、町有バスを使うのは仕方ないと思うが、運転手の選任及び十分な運行管理体制、その上、十分な任意保険をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)  
光本速雄総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

バスの運行についてお答えを致します。今回のバスの事故につきましては、幸いにして、生徒、先生、運転手につきましては、軽傷でありましたが、いつ重大な事故に遭遇するかも知れません。そのためにも、運転手の健康管理でありますとか、バスの車両の定期検査を十分にしていきたいと考えております。また、運行管理と致しましては、運転手に日報、タコグラフ、これは運転記録であります。そういうものを提出をさせていきたいと考えております。また、事故に遭った場合に、通報体制、マニュアルを作成しまして、即時、対応ができる体制を作っていきたいと考えております。また、任意保険につきましては、現在、バスは対物賠償1,000万円、対人賠償無制限に加入をしております。26年度につきましては、対物賠償も無制限に変更していきたいと考えております。以上です。

議長 (小野 正路議長)  
小松熙君。

5番議員 (小松 熙君)  
今、保険について、言っておりましたが、搭乗者は入っていないのでしょうか。今回の事故にしても、搭乗者保険が入っておれば、ある程度の見舞金が町から出せたと思うんですが、バスの場合、搭乗者保険も必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

議長 (小野 正路議長)  
光本速雄総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)  
お答えしたいと思います。今回の事故につきましては、相手方の責任ということになりますので、相手方の保険で対応ということになります。なお、搭乗者につきましては、対人賠償保険の対応ということになります。自損事故を起こした場合の、うちの搭乗者保険としましては、死亡共済におきましては、1名につき、1,500万円、後遺症傷害につきましては、共済金としまして、1名につきまして、57万円から1,500万円。これは後遺症の等級によりますけれども、ちょっと違ってきます。医療の方にしましては、入院につきましては、1日、6,000円、通院につきましては、1日、4,000円、限度額としましては、1名、120万円となっております。以上です。

議長

(小野 正路議長)

小松熙君の質問が終わりました。

続いて、西岡尚宏君の質問を許します。件名は避難タワーについて、ほか1件であります。答弁者は町長ほかとなっております。西岡尚宏君、質問を始めて下さい。

3番議員

(西岡 尚宏君)

1の避難タワーについてですが、小松議員から質問があつて、聞きましたので、ここは削除したいと思います、その中で、2つぐらい残っているところをやらせていただきます。

まず、9月議会に質問した、白浜の第1、第2の高さの問題、これは、その後、どうなっておるのか。

それと、今、計画している野根、旧の郵便局にできる避難施設は雨、風がしのげる立派なものとして聞いております。今後、東町地区に建てる避難所も、旧郵便局跡に建てるもののようなものにできないのかお聞きしたいです。

議長

(小野 正路議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

西岡議員のご質問にお答え致します。白浜地区にあります、2基の津波避難タワーのうちに、まず、津波新想定の高さに対して、高さの足りない白浜の第1津波避難タワーにつきましては、第1津波避難タワーへ隣接するような形で、増設へ向けまして、設計委託の方を計画しております。

次に、東町地区への津波避難タワーの建設につきましてですけれども、まず、具体的な建設計画案が出てきましたら、浦地区へ建設予定の防災活動拠点施設というものなんですけれども、そのような施設の建設も含めまして、東町地区の住民の方々とともに協議を重ねて進めていきたいと考えております。よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

3番、西岡尚宏君。

3番議員

(西岡 尚宏君)

ある一定、計画ができましたら、また、住民と話をし、いいものにしてや

ってもらいたいと思います。

それでは野根地区の避難道について、野根地区の場合は甲浦地区と違って、避難道の山に遠い地区がいっぱいあります。住民からは野根川橋の向こうのテレビ塔に行く道を、車で避難できるようにしてほしいという要望がありますが、橋の耐震の問題、ゴミの問題もありますかね。そういう問題があって、なかなか難しいと思いますが、それを何とかできないのかお聞きしたいです。

議長

(小野 正路議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

西岡議員の質問にお答えを致します。まず、地区が指定をしております、津波避難場所までは原則、徒歩で避難をしてもらうように周知をしておりますが、その津波避難場所まで距離がある場合、人通りが少ないとか、あるいは道幅が十分に確保されているのであれば、自動車での避難という方法は理想の手段かと思えます。ご質問のテレビ塔のあります、NHK林道への自動車を使って、避難をしたいとのことですが、NHK林道、道幅がですね、3メートルから4メートルの狭い道で、迂曲した道のりが続きます。地震等、起こった場合、非常時ですね、場合ですね、避難する方の心境からすれば、安全に運転して、避難できるかどうかということに、心配するところがあります。NHK林道へ避難する場合はですね、その林道付近の伏越の鼻の海拔がですね、21.4メートルあります。NHK林道までは、車では橋の耐震化等も終われば、可能と思えますけれども、できれば、林道へたどり着いてから、少し歩けばですね、海拔20メートル地点のセーフティーゾーンまで、たどり着きますので、徒歩で安全に確実な避難をお願いしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

3番、西岡尚宏君。

3番議員

(西岡 尚宏君)

今、言われましたけれども、車で行って、テレビ塔から徒歩でと言いますけれども、車を国道へ止めるんですか。あの道は2、3メートルですが、途中までは、かなり広くなっております。そんなに難しく、山を切るぐらいですから、地権者の問題、いろんな問題があると思いますが、できると思えます

ので、できるだけいい方向に検討をお願いしたいと思います。終わります。

議長

(小野 正路議長)

西岡尚宏君の質問が終わりました。

ここで昼食の休憩を致します。再開は1時30分、以上です。

(休憩時間:11時50分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:13時30分)

引き続き、一般質問を許します。

4番、高島俊彦君。件名は避難道工事の遅れ及び野根地区銀杏保育園の遊具の補修について、ほか3件です。答弁者は町長ほかとなっております。高島俊彦君、質問を始めて下さい。

4番議員

(高島 俊彦君)

それでは一般質問やらせていただきます。まず、最初に、避難道路工事の遅れ及び野根銀杏保育園の遊具の補修について、質問致します。甲浦浅宇津地区、中町地区の避難道の件であります。24年度に執行部と地区民との話し合いの中で、25年度に完成さすという、言っておった、避難道が、いまだに工事に掛かっている。やる様子が伺えません。遅れている理由をお聞き致します。

それと、もう一つ、昨年の総務委員会の学校、保育園の視察のとき、野根銀杏保育園の遊具補修点検について、ペンキ塗りとともに指摘、要望してあったのが、今年11月の19日の視察のときに、いまだにできあがっていない。保育園の遊具というのは子どもたちが毎日利用するものであり、事故にでもつながれば、取り返しがつかないことになります。補修点検の遅れている理由をお聞き致します。この2点を、まず、質問致します。

議長

(小野 正路議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

高島議員のご質問にお答えを致します。東日本大震災以降、国の防災対策関連予算というのが大きく確保されるようになりました。本町が実施をして



おります、防災対策事業の主な財源と致しまして、平成24年度から国土交通省の都市防災総合推進事業の補助金を充てております。その都市防災総合推進事業ですけれども、前年度となります、平成25年、今年の2月に国の大型補正予算で多額の事業費が確保されたことによりまして、本町にも、その事業費の配分がありました。そのことから、本町の平成25年度の防災関連予算につきましては、平成24年度の繰越予算と本年度の予算を合わせまして、その都市防災総合推進事業だけでも、事業費ベースですけれども、約2億9,500万円の予算が確保されております。その予算の中で、津波避難路の整備事業を実施しているわけですけれども、高島議員からご質問の甲浦浅宇津地区と言われましたけれども、甲浦西の4の2区と、あと中町地区につきましては、これは避難階段の要望でしたけれども、それも含めて町内16箇所の津波避難路の設計を、7月に一括して委託発注をしております。現在、その16路線全ての避難路の調査、それから、測量につきましては、終了しておりますので、設計がですね、できあがった避難路から順次、発注していきたいと考えております。ただ、冒頭でも述べましたとおり、国の防災対策関連事業予算が大きく確保されたことに伴いまして、県内の南海地震対策事業の事業量が拡大する中で、新聞等でも掲載されておりましたけれども、建設業界の人手不足などによりまして、入札不調が続いて、なかなか進まない状況にあります。本町におきましても、今年度、小池橋歩道橋の建設工事、それから、防災備蓄倉庫の新築工事を予定しておりましたけれども、県内業者の入札の不調によりまして、現在のところ、今年度は建設あるいは建築へ向けての見通しが立たない状況にあります。津波避難路の整備につきましては、町内土木業者へ発注をする予定ですが、町内土木業者の工事の請負状況を踏まえまして、発注時期の判断をしたいと考えております。住民の皆さんにおかれましては、津波避難路の整備状況が目に見えない段階でありますけれども、1日でも早く整備へと進めていきますので、ご理解のほど、お願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

議長

(小野 正路議長)  
光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)  
それでは私の方から、次の保育園の遊具の件について、お答えをしたいと思います。昨年ですね、ご指摘をいただいたことに伴いまして、本年度は両保育園のガラス飛散防止フィルムの設置とか、遊具の点検を行いました。そ

れに伴いまして、ブランコの再配置など順次、整備をしているところですが、今回、ご指摘のようにですね、一部、完了していないものもありますが、現在もまだ、整備を進めておりますので、これも含めまして、もう少し時間をいただきたいと思います。

議長

(小野 正路議長)

4番、高島俊彦君、再問ですね。

4番議員

(高島 俊彦君)

今の長崎課長補佐、光本住民課長の答弁ですね、当然、遅れる理由があつてのことで、それは仕方のないことだと思います。当然、分かります。しかしながらですね、この遅れている理由を知っているのは今、説明を受けた私と執行部と、このラジオ放送を聞いている人だけであつて、この地区民と話合つて決めた避難道、2年間、待ってるんですよ。保育園の要望にしたち、1年間、結局、待ちよるが。その人たちの心情からすれば、役場のいうことはよ、いつになるか分からん。本当にやってくれるのやろうか。信用できん。口ばかりやと、こういうような気持ちになるんですよ。役場の信用を落としていることがあなたたち分からないんですか。1回の電話を地区連絡員なり、関係者にすることによって、役場の信用を落とすことがないんですよ。そういうようなことが多々、このごろ、見受けられます。24年6月の定例会で、大坂副町長は、陳情書、要望等は基本的に返事、回答は、きっちりやっていくと答弁しております。私たちは町民のための仕事をしているのであります。町民の立場に立って考えることを忘れてはならないと思います。この再問につきまして、町長の考えをお聞き致します。

議長

(小野 正路議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは高島議員の質問にお答え致します。ご指摘のとおりでございます。早い話がですね、報告や連絡が遅いと、ない場合もあるというようなご指摘でございます。電話1本でですね、済むような要件も、多々あるのではないかなというふうにも思いますが、そのような、ちょっとした気配りでありますとか、機転、次への予測であるとか、対応ということがですね、なかなかできていないようなことが、この件に限らず、往々にして見受けられるということも含

めてのご指摘というふうに感じているところでございます。予算につきましてもですね、定例会前には必ず補正予算がございまして。当初予算も含めまして、予算査定をするわけですが、当初に組んだ予算でありますとか、見込みが大幅に変更せざる終えないような状況も、多々ございます。年に4回も5回も、補正予算の修正であるとか、追加でありますとか、そういう機会があるわけでございます。真剣にですね、町民から突き上げられたりとかですね、そういったこともあるわけですが、予算額だけではなくて、当然、優先順位でのやり取りもあるわけですね。無関心であれば、要求書もなかなか出てこないというような状況もございまして。こちらから要求書を要求しなければ、作らないというような状況もございまして。職務姿勢として日常から、自己の職務を把握しているのかどうか、疑問に感じるような場面もあるわけですが、今後はですね、予算査定時にも、細かく点検や執行状況について、また、更に町民との要望あるいは接し方についても、注意喚起をして参りたいと考えております。今後とも気が付いたことはですね、遠慮なくご指導のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(小野 正路議長)  
4番、高島俊彦君。

4番議員

(高島 俊彦君)

今回のような、町民への気配りのなさのような問題が多々、目に付いてきております。役場の信用を落とさないよう、町民への気配りを忘れないよう取組んでいただきたい。

続きまして、質問2、3、自主防災組織の強化育成についてと、地震津波の適切な避難行動が取れていない実態に対しての改善策については、関連しておりますので、一緒にやらせてもらいます。平成24年6月の定例会で、大坂副町長は自主防災組織の強化育成に、積極的に取組んでいきたいと答弁しておりますが、どのような、具体的に取組んでいるのか、質問致します。それとですね、前回9月の定例会で、長崎総務課長補佐の答弁で、地震津波に対して、自分の身を守る知識は身につけているものの、適切な行動が取れていない実態の改善策も検討していかねばならないと答弁しておりますが、どのような改善策を考えているのか、質問致します。よろしくお願ひします。

議長

(小野 正路議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

高島議員の質問にお答えをさせていただきます。高島議員からは以前から、東南海、南海地震対策として、ソフト、ハードの両面からご指摘、ご提言をいただいております。質問の自主防災組織の育成強化ということでございます。これにつきましては、確かに、24年の6月の議会の際にですね、4月1日から防災担当2名を配置したので、十分にやっていくよ、というような形で答弁をさせていただきました。自主防災組織の設立時にはですね、防災研修会、消火訓練、救急救護訓練等を実施し、津波避難路、津波避難場所の整備後は各自主防災組織とともに防災避難訓練で、それぞれの避難路や避難場所の確認、また、避難場所への到達時間等の確認に取り組んできたところでございます。各地域の自主防災組織の防災力を高める活動としましては、防災研修、先進地視察研修などの防災学習会、消火訓練、救急救護訓練、避難訓練、炊き出し訓練などの防災訓練、津波避難場所、津波避難路に係る簡易な整備や管理などのメニューが上げられます。そういったメニューの中から、今回はですね、甲浦地区での開催になりますが、今月12月15日の日曜日に、自主防災組織の皆さんと津波避難路の点検に取り組む予定をしております。今回はモデル的に、甲浦西地区から中町の6箇所の避難路整備の点検を行いますが、このような活動を各地域へも波及できるようにしていきたいと考えております。この津波避難路の点検では県の土木、危機管理部、技術職のOB、日本防災士会高知県支部、県内大学の学識経験者、研究員等で組織する、こうち防災備えちよき隊をお招きして、アドバイスを受けることにしております。現時点では各地域から要望のあります、津波避難対策のハード整備を進め、住民の目に見えた、目に映る南海地震対策を進めていくことで、地域防災力の向上、自主防災組織の強化、育成へとつなげていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長

(小野 正路議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

高島議員のご質問にお答えを致します。9月議会で、今後のソフト対策の中で、住民意識調査の実施に向けて、検討していかななくてはならないとの答弁を致しました。この30年間に、高い確率で発生すると言われております、

南海トラフ地震津波が発生した場合、大きな被害が発生すると想定されております。このような災害対応を考える上で、自らの命は自らが守ること、備えることとする自助が7割、近隣が互いに助け合って地域を守ること、また、備えることとする共助が2割、役場や警察、消防などの防災機関が災害対応をする公助が1割という、個人、地域、行政の役割分担が阪神淡路大震災以降、注目をされ、東日本大震災で改めて理解が求められているところです。大災害への対応は、防災機関だけでは不可能でありますので、町民一人一人、そして、地域ぐるみの対策が不可欠であります。実施に向けて検討しております、住民意識調査は全世帯を対象に、南海トラフ地震津波対策をどのように認識をして、自ら防災対策を、どの程度、実施しているのか、共助の備えが、どの程度あるのか、また、どのような公助を期待しているのかについて、正確に知る手段であると考えております。その意識調査で現状を把握、分析するとともに、町に対する地震津波の防災対策への要望を詳しく知ることによりまして、今後の防災対策に反映をさせていきたいと考えております。なお、実施時期につきましては、津波避難対策のハード整備の進捗状況を見極めながら、判断したいと考えておりますので、よろしく願いを致します。

議長

(小野 正路議長)  
4番、高島俊彦君。

4番議員

(高島 俊彦君)

大坂副町長、長崎総務課長補佐の答弁を聞いてですね、現在はまだ、ソフト面での進展は余り見えてきておりませんが、ソフト面の強化もいろいろと取組んでくれていることを聞いて安心致しました。9月議会でも言いましたが、身を守る知識だけでは何にもならない。神戸淡路大震災のときの死者は、80パーセントは建物の中であります。東日本大震災の被災の3分の1は建物の中であります。南海地震が起これば、5分から10分で津波が来ます。即、行動に移して逃げなければ、津波から身を守ることはできません。自主防災組織の強化を、ソフト面の取組をよろしくお願い致します。

続きまして、4番目に入らせていただきます。平成23年9月の定例会で、台風での小池川の浸水被害と小池川橋から中橋までの町道4号線の拡幅工事を要望したところ、土木や河川課等と協議し、県の指導をいただきながら、検討していきたいと答弁し、平成24年6月の定例会では、6月の13日の防災パトロールで現地を視察し、小池川の氾濫解析調査を実施したので、管理、工事の実施をいつ行うかを検討するために、調査結果を待ちたいと、当

時の産業建設課長が、それぞれ答弁してくれておりますが、調査結果は出たのでしょうか。質問致します。

議長 (小野 正路議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
高島議員のご質問にお答え致します。4番の拡幅工事の調査結果についてですが、室戸事務所に確認したところ、小池川氾濫解析調査が終わり、現在、それに基づいて、まとめている状況と聞いています。本町においても、それを待って今後、関係機関等と協議し、検討していきたいと考えていますので、よろしく願い致します。

議長 (小野 正路議長)  
高島俊彦君。

4番議員 (高島 俊彦君)  
この工事については、10年か20年前からの検討課題であると思います。なかなか難しい問題であります。小池川近辺の住民は台風が来るたびに、浸水被害におびえております。1日でも早く安心できるよう、引き続き、県土木への陳情、検討、よろしく願います。これで終わります。

議長 (小野 正路議長)  
高島俊彦君の質問が終わりました。  
続いて、田島毅三夫君の質問を許します。件名は過去の検討約束、検討結果を聞く、ほか4件であります。答弁者は町長ほかとなっております。田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

8番議員 (田島 毅三夫君)  
それでは一般質問させていただきます。通告してあります。通告順に添って質問させていただきます。今、高島議員の質問と趣旨が似ておりますが、過去の検討約束の検討結果を聞くということでございます。  
1番、情報伝言板の設置は考えてくれたかということでございます。平成24年3月議会で、町内3箇所ぐらいに書き込みやら、チラシ、ポスター、求人、落とし物や日用雑貨の不要品の売買など、誰でも利用できる情報伝言板の

設置を求めたところ、光ファイバーで対応したいが、町内1箇所ぐらいは考えてみたいと、町長から答弁がございました。考えてくれたでしょうか。お聞きしたいと思います。

2つ目です。雇用創出と地場産品活用の特産品開発はどうなったかということでございます。24年12月議会で、町長は雇用創出のためにも、地場産品を活用した特産品や新商品の開発、加工、生産体制の整備、販路の確立を目指したいと、こう答弁がございました。いよいよ海の駅も開店しますが、生産、加工、販売の六次産業整備はどこまで進んでいるのか、具体的に説明を求めたいと思います。これが2つ目です。

3つ目に、国道相間、大道星の拡幅要請はどこまで進んだかということでございます。25年3月議会で、地籍調査も終わったので、国道493号線とともに高規格道を含めて、国道事務所に要望すると、こういう約束がいただけました。その後、相間の国道、大道星の拡幅問題は怎么样了。具体的に詳しくお聞かせ願いたいと思います。

4番目になります。野根冷凍施設の再開の可能性を聞くということでございます。25年6月議会で、野根冷凍施設は今年で、2年目、休業をしている。今後、組合との協議ができなければ、民間利用も考えたいと答弁がありました。やがて1年が来ますが、その間、どのように努力をされたのか。26年度からの運営はどうするのか、お聞きしたいと思います。これが4つ目です。

5つ目の質問として、白浜廃工場の危険物は、いつ撤去するのかという問題でございます。25年6月議会で、白浜の廃工場に放置され、近隣に迷惑を掛けている危険物撤去は、町の代執行には法的な問題があり、他の方策を模索していると、こう答弁がございましたが、解決の道が決まったのか、いつ撤去するのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、6番目になります。野根地区愛宕山の神社の避難場所の整備要請について、お聞きしたいと思います。24年6月議会で、亡くなられました佐竹議員の質問に、執行部は、こう答えております。野根愛宕山避難路の誘導灯は25年度予算に計上すると、こう答弁がございましたが、いまだに設置されていませんが、どうなっているのでしょうか。この問題に関して、2つ目でございます。愛宕山の避難所はてっぺんの神社か、貯水タンク上まで上らなければ、途中、待機する場もございません。若い者でも、きつい角度と距離でございますが、まして高齢者や障害を持つ者は、とても上がれない状態であります。途中の海拔20メートルの地点ぐらいに、避難場所を作れと要請したいが、考えを聞きたいと思います。それから、同質問の中の3つ目ござ

いますが、その避難路は墓の中を通過して、上に順次、つづら折りになって上がって行くんですけれども、現状は木が密生して、トンネル状態になっております。避難路が分かるように、また、その避難路から避難した場所から、また、町の状態をつかめるようにですね、震災時のことですが、避難所まで前面の木を切ってはどうかと、こういう提案でございます。どうか、考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。4つ目に、他の避難場所と同様、防災倉庫の設置を求めたいと思います。また、26年度中には町内全避難場所に、水、食料、毛布など、緊急に必要な物を備蓄する倉庫の設置を求めたいが、どうでしょうか。先ほど、予算も随分と入ってくるように、担当課長の方から課長補佐から説明がありましたが、そういうものを使って、是非、26年度には全避難場所に、そういう物を作っていただきたい、そういうお願いでございます。質問でございます。

それから、7番目になります。災害時の飲料水確保のための谷川流水地の調査と活用を求める件ということでございます。24年6月、副町長から、流水の調査は災害時の生活用水確保のためにも必要である。調査したいと答弁がありました。9月議会では現在調査中である。終わったら周知すると、こう答弁がございましたが、調査は終わったのか。結果はどこに、どれぐらい流水地があったのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

最後になります。秘密保護法と全訳議事録の開示拒否について、お聞きしたいと思います。今現在、国でも大変、大きな問題になっておりますけれども、秘密保護法の問題やですね、住民の知る権利という、こういうことも大変、大きな問題になっておりますね。そこで、お聞きしますが、町長から議会において、委員会議事録の全訳は庁議で徹底すると、こういう答弁がありました。楽しみにしておりましたし、そのようになっておるとは思いますけれども、現在、徹底されたかどうか、そして、また、現実に実行されているかどうか。これをお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えを致します。私の方からは、大きい1の1、2ですね、と8番について、お答えを致します。伝言板の件でございますが、町内1箇所は、考えてみたいとの答弁は致しておりません。議事録も調べましたけれども、現時点では、設置する考えは、今のところないというふうにお答えをして



おります。再問に対しましても、管理面において、民間から起こってきたら考えてもいいかなと、約束するものではございませんというふうにお答えを致しております。

それから、2番目でございますが、六次産業への取組ということでございます。ご指摘のとおり、なかなかですね、現在、進んでいないのが実態でございます。海の駅の火災ということから施設の再建にですね、1年が過ぎたところなんです。やっと施設として、めどが立ってきたというところでございまして、これから、運営について、また、営業開始はしておりませんが、軌道に乗せていくということが、今後の大事になってくる段階だというふうにご考えております。当然、指定管理制度のこともございますけれども、六次産業への取組ということでは、具体的なものは、まだまだというところでございます。一部、既にポンカンを使ったですね、加工品を販売、更なる開発をしていこうとするグループもあるわけがございます。また、魚の加工に取組もうとしている団体もできているとも、お聞きをしているところです。海の駅との連携も必要だと考えております。必要な時期も見極めまして、行政としても、財政的な支援をして参りたいというふうにご考えております。

それから、8番目のですね、議事録の全訳ということでございますが、全訳というような言葉は、一度も使ってはおりません。24年の3月議会では全ての会合というわけにはいきませんが、必要はないというふうにご考えておりますが、基本的には重要な決定事項であったり、今後に残して置くべきものと判断されるような場合には、テープに最小限録音をしていくと、残して置くということをお答えをしております。更にテープだけではなくて、紙ベースのものも残して置くというふうにしていきたいというふうにお答えをしているところでございます。全文収録を行えというような田島議員のご質問、再問といいますが、そういったものも、25年の6月にあったわけですが、全訳を約束をします、というようなお答えはしておりませんので、(議席より、庁議で言ったんでしようとの発言あり。)庁議では、このときには恐らく、テープが紛失した、あるのか、ないのかというようなことのご質問だったと思いますが、そのときにあるのか、ないのかを再調査をします、ということのお約束をですね、それから、収録についての徹底をしていくというような庁議を行っております。その中では、全訳を約束をするというようなことは言っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長

(小野 正路議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方からは、3番と4番について、お答えを致します。まず、3番については、一般国道55号線の要望活動についてですが、これにつきましては、一般国道55号線阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会、国道493号線整備促進期成同盟会、高知東部自動車道整備促進期成同盟会など、関係市町村長と連携をし、共同により、土佐国道事務所や高知県道路部四国地方整備局、国など関係機関に対して、高速道の整備や国道55号線、493号線の改良など、命の道として、全体的な要望活動を行っています。要望内容としましては、国道55号線につきまして、危険箇所や歩道が狭い場所、幅員が狭い場所などの改善を求めて、要望をしております。

続きまして、4番ですが、田島議員の質問の中で、私の答弁内容が違いますので、訂正をお願いしたいと思います。議事録で確認したところ、答弁では今後、漁協と協議をして、使用しないのであれば、民間への利用も考えていきたいと思っております、と答弁をしておりますので、よろしくお願いを致します。現在、野根漁協の組合長については、療養中ということを知っておりますので、話合いができておりません。ですので、26年度の運営については、現在、未定ですが、今後、漁協と協議が整い次第、利用を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。以上です。

議長

(小野 正路議長)

光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは私の方から、5番の件について、お話をさせていただきます。白浜産廃の件でございますけれども、現在までの状況について、ちょっとお話をしたいと思います。8月の7日にですね、メッキ槽及びポリタンクの廃液は分析結果より、フッ酸が多く含まれていた。フッ酸は毒物であり、極めて強い透過性、腐食性を持つため、直接、触れると薬症を負う。また、有毒なフッ化水素のガスが発生する恐れがあると記載された、分析結果の報告書が出ました。この報告書を受けて、弁護士に相談をし、処分に必要な裁判所への清算人の選任申立ての手続を依頼致しました。その後ですね、廃棄物が残されている工場跡が、裁判所の競売に掛かったために、その結果を見定める必要があり、11月中旬まで動きが止まりました。現在は銀行に対しまして、相応の負担を求めたいとの趣旨の文書を出しております。処分の時期につ

いてはですね、その問題あるいは裁判所への手続の問題もありますので、明確なお答えはできません。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
北川総務課長補佐。

総務課長補佐

(北川 晃彦総務課長補佐)  
私の方から、質問にお答えさせていただきます。6番の野根地区愛宕山避難路関係につきまして、お答え致します。1番の野根愛宕山避難路の誘導灯につきましては、本年度予算に計上済であり、現在、発注準備中であります。2番目の避難場所の件につきましては、他の避難路では避難路設置以前から、整地されている場所を、一時避難場所等として、活用しております。愛宕山の避難路につきましても、造成による一時避難場所の整備ではなく、避難路沿いの平らな場所を活用していただけたらと思っております。3番目ですが、避難路については、既存の山道や里道を利用して、階段や手すりを設置することにより、津波から避難することを目的に整備しております。樹木の伐採については、階段設置等の支障となる場合にのみ対処しております。最後に4番目ですが、防災倉庫につきましては、地区からの要望があれば、管理面を含めて検討していきたいと思っております。備蓄倉庫につきましては、既存の防災倉庫との兼ね合いも含めて、検討していきたいと思っております。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)  
お答えを致します。田島議員からはまた、危機感がないとお叱りを受けるやも知れませんが、この件については、現在、調査中です。調査の状況ですが、現段階では野根地区7箇所、甲浦地区2箇所の計9箇所の調査内容となっております。全域の調査が終了しておりませんので、住民への周知はできておりません。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
8番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫君)

今、課長、それから、町長等からですね、文言の、その今、間違いということをおっしゃいましたが、要約してあります。そのままではありません。しかし、内容的にはね、全部、これは町長も、産建課長にも言ったように、これは、そのとおりなんです。内容、趣旨的には。それを、その一々、全訳というのは載っていないというようなことで、反論するのではなくて、私は全訳をお願いしたいと、こういうことでちゃんと説明してあります。

それから、再問に入りますけれども、このことも、もう一遍、私は、議事録、見直ししてみますが、町内1箇所は考えてみたいということについても、これは言っていないと、こう言いますが、どうですか、今、一つ看板が余っておりますが、これは甲浦未来会がもらっておりますけれども、木製の立派な看板があります。これを使って、この看板を作っただけじゃないか。これは、どこに言うたらえいんかいな。総務課長かな、どこかな、産建課かな。できれば、こういう物を使ってですね。現在、あるんですから。それも設置したら、使えるんですから、そこに、その今いうように、伝言板的な町内、町外あるいはまた、その皆が、住民さんが使おうとですね、それを、その自分の意思やら、いろいろのものを伝言していくと、また、何か貼ってもいいと思いますよね。そういう物を作っただけじゃないか、町長の考えをお聞きしたいと思います。便利になりますよ。これができたら。

これから、この今いう、2番目の雇用創出のための六次産品、これは加工品のことでございますが、こう説明がありましたね。今、そのポンカンやら、それから、魚、その他の物を作っている。そういう物を部分的に、グループの人があるいは個人の方が作っているようですけれども、これを町産品としてね、どうやって軌道に乗せていくか。それは今、ポンカンにしたって、一部の方が作っておりますが、それは、それ以上、伸びてないんですよ。なぜかって、結局、その個人的に、その加工する分については、ものすごいリスクがあるんですよ、できれば、私は、そのポンカンジュースを絞る、缶詰にする機械あるいはまた、瓶詰にする機械、それから、絞る機械、そういう物を町で用意してあげたらどうかと、加工所を作って、その中で、そういう物をどんどん持ってきて、皆に試行錯誤していただくと、そして、よそへ発注するのではなく、東洋町で瓶詰め、缶詰を作っただけで、ジャムを作っただけで、こういう趣旨の質問でございますが、そういう考えがあるか、ないか、もう一度、お聞きしたいと思います。これが2つ目です。

それから、3つ目のですね、この相間の分についてもそうですが、結果、どうなったのか。要望したと、こう聞きました、今、課長から。それはどういう、そ

して、その結果、要望して、その返事が来たんですか、来てないんですか。  
(自席より、来てないとの発言あり。)来てない。これはまた、今、もう一度、再確認して下さい。要望してあるわけですからね。どうするんですかと、してくれるんですかと、この確認をしてもらいたいと思います。そして、どうしても、その地権者の問題等があつてですね、議会等に要望があれば、私個人としては、動いてもかまんと思っております。議会で動くのであれば、皆に相談して、議会に相談して、議会全体で動いても、それはやぶさかでないと思います。そういう意味からも、これはもう一度、カチッと詰めて下さい。もう、これは西田先生が言い始めて、もう、10年以上になると思うんですよ。1日も早く、人命のためということで、頑張ってもらいたいと思います。

それから、野根冷凍施設についてもですね、私は、こう言っているんですよ。今後、組合との協議ができなければ、民間利用も考えたいと、組合と今、話合いしているけれども、それが決裂、やってくれない、決裂と、決まらなければ、民間の利用も考えたいと、こう言ったと、こういう趣旨ですよ。どこが違うんですか。そう言ってますよ、あなたは。組合に今、頼んで、組合長がまだ、帰っていないから、帰ってきたら協議する。それで、どうしても組合が引受けてくれなければ、民間委託すると、こう言ったんですよ。それを要約して、今後、組合との協議ができなければ、民間利用も考えたいと、こう書いちゃあるんです。(自席より、協議ができなければじゃなしにとの発言あり。)話合いよ。話合いと協議と、それは。

議長

(小野 正路議長)  
質問、続けて下さい。

8番議員

(田島 毅三夫君)  
お役所言葉があるかも分かりませんが、話合いと書いたらよかったですね。そういうことなんです。ほんでこれはですね、やはり、このままでは大変な問題です。3年続けて、このね。もう、26年度は、もうすぐ来ますけれども、これは3年間も続けて、休業するということにならない。やはり何か、行政としても、おんぶに抱っこで、漁協に頼むのではなくて、やはり当事者である我々も、議会も引つくるめて、検討せんといかん。新しいやり方を考えなければいけないと思います。

それからですね。これは5番目に聞きますが、これはどうなんですか。結局、時期は分からないという課長答弁がございましたけれども、もう、こういうことで、今まで延び延びになっているんですが、いついつまでにやると、こち

らから決めてかかるというような問題じゃないんでしょうかね。もう、こんなに向こうの相手方の、そういうことを見よつたら、いつまで経ってもできない。人命に関わることです。これはこちらが徹底的に、もう、何遍も足を運んでですね、早急に解決をしていただきたい。何か手立てがあるはずですよ。危険物なんですから。そして、こういうことは、その当事者の住民さんに報告していますか。今、課長が、ここで答弁されたようなことはしていますか。していなければ、至急、もう、今日の帰りにでも行って、今日の今、答弁されたようなことをちゃんと説明して、ほんで、1日も早く解決するということを約束してやって下さい。そうでなければ、困ると思います。

それから、6番目のですね、愛宕神社の問題についても、準備中、計上しているが準備中、もう、3カ月ありますから、その間に是非、やっていただきたいと思います。ただ、この3番目のですね、木の密生しているトンネル状態ということについては、これはもう一度、お聞きしますが、確かに問題は、通るには問題ないんです。ただ、こちらから、外から見て、その避難路、避難所ということが分からない。もう、トンネルの中ですからね。それと、入口に小さい看板があるだけで、それも分かりにくい。やはりこれは、避難所はどっから見ても、あそこが避難所だ、避難路だということが分かるようにですね、是非、これは通路のところだけでも、何とか切れないか、見えるようにしてあげられないか、明るくできないか。そして、その町の状態が見渡せるように、状況が。被害のあったときにでも、自分くの家がどうなったかということも、よく分かると思うんですよ。ほんで、そういうことから是非、この周りだけ切っちゃってもらえんかなということでございます。それから、避難場所、途中の避難場所については、これは一応、今までよそも、そういうことだと言うております。それから、避難路について、避難路の途中についても、途中の広い場所を使ってやってもらいたいと、こう言われました。しかし、あそこは上がってもうたら分かりますけれども、そういう場所がありますか。何人、何世帯何人ぐらいの方が、あそこを避難場所として予定しているのか、予想しているか、ちょっと分かりませんが、聞けば、だいぶの数やと聞いております。そういう大人数の方が、あそこへ上がって、そこで、避難できるようなスペースがあると思いますか。私はないと思うんですよ。道淵に、ちょっと広いところがあるだけで、それは道のエプロンのようなもんです。そうでなくて、やはり、このカチツとした20メートル地点という標識がありましたが、あの当たりにもできないかと、そして、もし、そういうスペースがなければ、下に杭を打ち込んでですね、どういいますか、舞台式のもんでもできないか。そういうことを考えながら、戻ってきましたが、そちらの考えをお聞きしたいと思いま

す。この今いう、避難路、倉庫の設置、水、食料、毛布などの、そういう備蓄については、これはなるべく、よろしくやっていただけるように、早くやっていただけるように、お願いしておきたいと思います。

それから、大坂副町長からの答弁いただきました。9箇所、測量というか、調査、まだしてない言うたかな、どんなに言いましたか。調査中、調査はしたけれども、結果が出てない。聞き取りですか。現場検証はやっていない、水質検査もやっていない、こういうことなんですよ。24年ですから、1年半たっております。今後、大至急、できれば、年度内に、その一々に、当たっていただいて、そして、水質検査ぐらいまでやっていただけないか。どうでしょうか、答弁、お聞きしたいと思います。そして、そこでですね、その水に問題が出なくて、常時、ある程度の水量が流水しているということが分かったらですね、ここにできれば、災害時の飲料水供給施設の整備をお願いできないか。そして、そこから、そのタンク車に水をくみ、各被災した甲浦あるいは生見、野根地区へ向いて、それを配給すると、こういう体制が取れたら一番いいと思うんですが、考えをお聞きしたいと思います。

それから、この秘密保護法と全訳議事録の開示請求、要求拒否についてということでございますが、町長は言っていないと、こう言います。しかしながら、言ったと言わない、これは私も議事録、もう一遍、精査しますけれども、要するにですね、よく考えていただきたい。これはやるとか、やらないとかという問題じゃないんですよ。議会広報委員会が、議会の場合ですね、議会だよりに議案の質疑と答弁を掲載しないようにしたと、こういうことになって、今現在、議会だよりに、この議案質疑の答弁が、質疑答弁が載っておりません。そこで、私は一番、住民さんが知りたい、この予算がどのように使われたか、その結果どうなったかという一番、大事な、この質疑答弁が載っていないということについて、私はこれでは、いかんということで、その理由を知ろうと思って、議事録の全訳文を開示請求したところ、全訳はしていないということで、結論のみ出した要約文が出てきました。そこで、これじゃいかんということで、町長に対して、再度、請求したところ、町の合議制機関の会議に関わる情報は公開すれば、その合議制機関の公正円滑な議事運営を著しく損なう恐れのあるものは公開しないと、こういう町情報公開条例第6条の第8号を盾にですね、拒否されました。皆さん、よく考えていただきたいと思います。町広報委員会の議事録を公開して、どうして合議制機関の公正円滑な議事運営がですね、著しく損なわれるのでしょうかね。考えてみて下さい、おかしいでしょう。この情報公開条例の第1条には、こう書いてあります。この条例は町の保有する公文書を公開することにより、町民の知る権利の保障と町

政参加を推進し、町民への説明責任を果たし、町民と町の信頼関係を深め、町民主体の町政を実現することと、こう、うたわれております。それであればですよ、住民さんが開示請求したものをですね、それを、こういう混乱をさす恐れがあるからと、著しく損なう恐れがあると、こういう理由を付けて拒否するというのは、もってのほか、これは。こういうね、このように本来、条例とは住民と行政事務の公正を守るものであって、委員会や一部、議員の権益を保護するようなものではないんです、はっきり言って。住民が本来、知るべき議案質疑や答弁を不掲載にしておきながら、その理由を聞こうとしたら、上記のように、条例を勝手に解釈して、公開を拒否しました。今後、こうした不合理かつ身勝手な法の解釈がまかり通って、行政及び議会情報が、住民に知らせられないとなればですよ、住民のための議会制民主主義も、公正公平な行政運営もできなくなります。住民にとって、行政と議会を全く信頼できなくなります。これは今、国中が危惧して猛反対しております、秘密保護法の勝手よがりの解釈と、悪用のパターンと全く同じなんです。町長は議会答弁のとおり、会議内容を全訳して、個人情報のみ削除したら、黒塗りしたらいいんですよ。そして、そうした議事録あるいはまた、委員会の、そういう議事録を公開してもらいたい。確約して欲しいですが、町長、どうでしょう。お聞きしたいと思います。再問終わります。

議長 (小野 正路議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)  
たくさんありますので、答弁漏れがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。その議事録の件でございますが、前にもですね、(議席より、なんちゃ出す言うたら済むことやかねとの発言あり。)

議長 (小野 正路議長)  
私語はやめて下さいよ。

町長 (松延 宏幸町長)  
ですから、前にもですね、3月議会ですか、24年の。独立機関といいますか、首長が強制するとかいうようなことはしないように考えております、というふうな答弁をしております。それと、機関の長の判断に委ねたいというふうにも答弁をしているところでございます。どの部分で開示請求ということか、ちょ



っとあれですが、議会のことは議会の中で、判断していただきたいというのが基本的な考えでございます。それと、当然、テープにつきましては、ほとんどの部署がテープに残しているというようなこともお聞きしておりますので、ただ、全文として、様々な会があるわけですのでね、行政委員の会の中には、そのような答弁もしております。全ての会合というわけにはいきませんが、必要はないというふうに考えておりますと、重要な決定事項であったり、今後に残して置くべきものと判断されるような場合には、テープに最小限残して置くというふうに答弁しているところでございまして、何度も申し上げますけれども、それぞれの機関で全訳をせよというようなことは、お約束をしてはございません。

それと、情報伝言板のことでございますが、基本的には前回と同じようにですね、管理面において、行政がどこまで管理できるのかというような問題もございまして、自主的に民間から起こってきた場合には、というような答弁をしてきたところでございます。ご指摘の看板、既に看板があるからというようなことでございますが、どの部分を指しているのか、ちょっと分かりませんが、その看板も誰が管理するのかというような問題もございまして、前回の答弁と同じように、検討する必要があるのではないかなというふうに思います。(議席より、検討して下さいとの発言あり。)設置を約束するものではございません。検討するというところでございますので、ひとつ。(議席より、皆さん聞きましたかとの発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

はい、町長、答弁して下さい。

町長

(松延 宏幸町長)

そういったことも含めての検討でございますので、ひとつ。(議席より、発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

私語はやめて下さいね、議席から。

町長

(松延 宏幸町長)

しないことの検討というふうにお答えしておきます。以上です。

議長

(小野 正路議長)

光本孔士住民課長、番号、言うて下さいね。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

私の方からは、5番に関する再問について、お答えしたいと思います。確か6月の議会に、予算を付けていただきました。ただ、田島議員も当然、我々と認識は同じと思いますけれども、行政が取り組むには大変、難しい問題がはらんだ事態の対処をしなければならないということになっております。先ほども申しましたけれども、銀行に対しましても、請求ではなしに、相応の負担をしていただきたいというようなことで、文書も送っておるわけですが、そういった意味で、一つ一つ順をおって、手立てを尽くしております。裁判所に対しましても、清算人の申立て、選任申立ても、その一つであります。そういった意味で、いついつまで、できるというようなお答えはできないということで、ただ、手立ては尽くしておりますので、ご了解いただきたいと思います。(議席より、それを伝えちよって下さい。お願いしますとの発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

北川総務課長補佐。

総務課長補佐

(北川 晃彦総務課長補佐)

先ほどの件ですけれども、検討していきたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

再問にお答えをします。田島さんの方からは、調査が終わったらですね、水質検査をして、災害時の飲料水確保ということの提案でございますが、この飲料水の確保の件についてはですね、24年の6月、9月の議会でも、動物性大腸菌が検出されますことが多く見受けられるので、災害時の飲料水対策としては、真水製造機の導入を考えてるというふうな答弁をしています。それで、飲料水の確保についても、24年度に真水製造装置1機を購入しております。現在、甲浦大橋横の避難場所倉庫に保管しております。以上です。(議席より、何分使いましたかとの発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

あと、19分54秒、半分以上、使いましたよ。最後まで質問できませんよ、時間配分を、よろしく。8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

大坂さんのことだけ、一つ言っておきますけれども、結局、奥三地区なんかは全戸、今いう、山の水を使ってるんですよ。奥河内にしてもそうです。そこで、それを飲み水にしているんですよ。そういうことからいえば、大腸菌というのは、ないかも分らんし、あってもまた、それに対処し、対応し、滅菌すればいいわけです。

それでは、2つ目の質問します。野良猫対策についてということで、お聞きします。町内の野良猫の増加は目に余るものがございます。糞はするし、畑は荒らすし、小屋の中に子は産むし、挙げ句は家の中まで入って食い散らかすと、住民の辛抱も限界がきております。住民から、町に、いくら頼んでも対処してくれない。そういう切迫した不満の声も上がっておりますが、犬は登録制になっておりますね。そこで、注射もしますし、糞の処理まで、飼い主に責任を負わされております。猫も犬同様に登録制にして、性別や色など、写真を貼付けた台帳を作って、飼い主は名前入りの首輪か、足輪と言うたら、ちょっと具合が悪いですか。首輪を付けてですね、責任を持って飼育するように、そういう条例若しくは規則を作って、管理してあげるようにしてはどうかという質問でございます。よろしく願いしたい。

それから、2つ目。不要な猫はですね。子猫のうちに、保健所に依頼して、引き取ってもらっております。しかし、また、飼い猫は公費助成で引き取ってもらってですね、目の開いていないぐらい小さなものは、保健所でも取ってくれますが、走り回るやつは取ってくれません。受け取ってくれません。そこで、そういうものをもですね、保健所に依頼して、町からの依頼してから引き取ってもらえないか、そういうことはできないかという質問でございます。それから、また、飼い猫はですね、公費助成による避妊手術を行い、野良猫のいない、きれいな町づくりをしようと、こういう提案でございますが、考えをお聞きしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)

光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは私の方から、田島議員の質問にお答えします。まず、1番につい

てですけれども、現在のところ、登録の条例については考えておりません。

次についてですけれども、子猫と、議員おっしゃいましたけれども、親猫についてもですね、飼い主については、2,000円負担すれば、連れて行ってくれるという制度がございます。今現在あります。それと、避妊手術の公費助成についてはですね、県内にも実施している自治体は、複数あるのは認識しておりますので、検討は必要かなと考えております。以上です。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

保健所が親猫を捕ってくれるのは、その飼い主が自分くに飼っているのを持って行ったら、取ってくれるんです。野良猫は捕ってくれないんですよ。それだけ1点、言っておきます。それから、結局、その条例あるいは規則でできないということになれば、この問題をどうするかという問題が出ます。これは町がやってくれないということになれば、これは住民さんで対応せんといかんのですが、どうしてもやってくれませんか。自席で構いません。返事して下さい。時間がない。やってくれませんか。やりませんか。(自席より、やりませんとの発言あり。)了解。これはまた、住民さんと相談してみます。

続いて、3番目の質問に入ります。町活性化及び観光振興への再々提言ということでございますが、これは何ですか、議長、後先、変えても構いませんか。

議長

(小野 正路議長)

順序ですか。変えたのはもうやらんということで。

8番議員

(田島 毅三夫君)

いやそうじゃなくて。時間がもしあればやりたい。これは時間が、

議長

(小野 正路議長)

はい、変えていいです。やって下さい。

8番議員

(田島 毅三夫君)

4番目に入ります。町長は独自の農業及び町基幹産業の振興策を持っているかということでございますが、8月以降、毎回のように農業委員会で農業

振興策を示してですね、これをたたき台にして、委員会で議論し、町農業の振興計画を作ろうと、それを会長が農業委員会の計画案として、議会で町長に提案しようではないかと、こういう提案をして、私は何か、会の度に、そのたたき台を提案、提出をしているんですが、会長以下、誰1人やろうという委員はございません。もう、町の農業は、何をやっても駄目だ、無理だ、手立てがない。やりたければ、あんたが議会でやれと、こういうようなことが出ました、この間も。そこで、お聞きするんですが、町長としてですね、この東洋町の、この農業の衰勢といいますか、衰亡といいますか、これをどう考えて、どう手を打つ考えなのか、どう思っているのか。例えばですね、町基幹産業の衰退に、どう対処するのか。このまま放置する考えなのか。町長の考えを聞きたい。これは喫緊の問題です。もう、明日、明後日ではいきません。後継者や担い手の不足に、どう手を打つのか。耕作放棄地や離農者の増加をどう止めるのか。失業者対策にどう手を打つのか。こういうことを町長がどのように考えているか。ここではっきりと、ようせんならようせん。農業委員会みたいに、もう駄目だというなら、もう駄目だと言ってもらって結構です。お聞かせ願いたいと思います。

5番目についてはね、これはちょっと組織ができてから質問しますので、お願いするなど、これは抜きます。4番目まで答弁をお願いします。

議長

(小野 正路議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えを致します。町の現状につきましては、どなたも認識しているところだと思います。放置をするというようなことはございませんが、これまでもですね、予算、財源確保の範囲内で、様々な施策もしてきているところでございます。過去から現在に至るまで、これまでも、即効薬はないということで、現実問題と致しましては、人口減ということに、どこの市町村も抱える問題に集約されていくわけでございます。本町のみならず、後継者不足ということに直結をしてきております。基金100億円以上保有する、裕福な自治体におきましても、人口減は継続して進行しているという実態があるわけでございます。若年、壮年世代の就業、雇用機会の減少とともに進む人口減少問題、町づくりの基礎であります、地域活動の担い手確保の問題は、どこの市町村にも深刻になっている現状がでございます。そして、多様な利用価値を持つような農林水産物の生産方法の開発や活用、流通販売というこ

との促進をしていかなければならないと考えてはいるところでございますが、なかなか地産地消の推進でありますとか、就業機会の拡大、なかなか難しい現実があるわけでございます。各種の団体とも協調していく必要もございませぬ。本町の場合はですね、これまでも、バブルの時代におきまして、本町への企業誘致は大変、困難な経験をして参ったわけでございます。一例と致しましても、1億8,000万円もの一般財源を費やして、25年間、塩漬けの土地となってきた、山もあるわけでございます。その当時は、基金は一時、1億2,000万円でしかなく、財政破綻寸前の状態でもあったのでございます。今回、この塩漬けの土地にメガソーラー事業の導入をすることと致しました。自主財源の確保の観点からも、一つのことから企業の誘致のきっかけにしたいとの思いもございませぬ。今後の施策につなげて参りたいというふうにも考えるところでございませぬ。町の自立にはですね、地域づくり、町づくりを担う町民の定住が必要となってきます。海の駅の再建、完成、そして、運営が若い方々の定住にも寄与する方向で、経営できていければというふうにご考えるところでございませぬ。若い方々の一次産業の担い手としても、都市部からの交流人口拡大の中で、定着していく方策も検討していかなければならないというふうにご考えているところでございませぬが、何事も一度には、短期間には、なかなか実現できないという現実があるわけでございませぬ。このことはですね、他町村でも試行錯誤をしているというお話も聞くとございませぬ。補助金だけを目的とした就労、転入、転出を繰り返す若者が問題ともなっているということもございませぬ。このような中で、農地の集約化事業にも力を入れていかないきませぬけれども、人材の確保が必要です。国の景気対策、経済対策の中でも、基金を活用した雇用対策を検討して参りたいと考えるところでございませぬ。田舎におきまして、公共事業は必要不可欠でございませぬので、高規格道路延伸への取組の中から、継続的な事業を導入し、町内の雇用と経済の再生を図って参りたいと考えております。また、交流人口から定着策へと、様々な機会を広域的な観光業政策とも連携していきたいというふうにご考えております。笑っておられますけれども、(議席より、行政報告、聞きよるみたいなどの発言あり。)地道にですね、時間も必要であることのご理解をお願いしたいと思ひます。以上でございませぬ。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

そういう答弁でございます。全く具体策が出ていない。ただ、もう、行政報告、施政方針のようなものでございます。だから、東洋町はどうするかということ具体的に考えがあれば、聞かせて下さいと、こう言ってたんですよ。そのためには、ふるさと応援隊のようなものを作って、こうしたらどうですかということなんですけれどね、それも乗ってこない。分かりました。ただ、一言、言わせてもらいます。答弁は入りません。古い話でございますが、戦いは大將軍を持って魂とすると、こう聞いております。大將軍というのは町長のことです。この農林漁業、商業、全てが町存亡の危機にさらされている今ですね、町独自の何に振興、再生案も持たずに、困難に立ち向かう改革の気力もない。持っていない。そう見えました。ただ、町の事務的な処理にいただけなら、町長の意味がないんですよ。町長は生活困窮者の声は聞こえていないと、こう、以前、答弁がありました。町長室の、これはやめちよきます。何々などの張替は後回しにしてですね、まず、放置されている畑に貸し農地の看板を立てたらどうですか。あなたのえらい広い立派な畑があると聞きましたが、あそこへ一つ貸し農園の看板を立てて下さい。借り手はあると思います。農業振興に役立つと思います。もっと、やはり真摯にですね、町住民の苦悩の声を聞いて欲しい。生活の破綻を見てもらいたい。<sup>まなじり</sup> 眦引き裂いてやってもらいたい、こう言わせてもらいます。これは激励ですので、勘違いしないで下さい。

それから、5番目の質問に入ります。南海トラフの措置法による、防災対策を聞くという質問でございます。今まで私がいろいろな提案をしたところ、町長の方は措置法ができてから、高台移転等、提案したところ、措置法ができてからと、こういう答弁がございましたね。防災対策の高台移転を先送りしてきましたが、その措置法がいよいよ、やっと正式決定を見ました。まだ、完全ではございませんけれども、この特措法には地域防災対策推進協議会となっておりますけれども、私の言っていた、町プロジェクトですよ、そういうものを組んでですね、公共施設及び住宅の高台移転の検討に入れ、そういうグループを作ってですね、入っていただきたいと、入りましょと、こういう質問でございますが、考えをお聞きしたいと思っております。これによって、いきなり、工事の着工はできませんけれども、それによって、また、工事に入れば、やはり建設業者の仕事も増えてですね、雇用対策にもつながると思っております、町長の考えをお聞きしたいと思っております。これが5つ目の質問です。

議長

(小野 正路議長)

聞くんですか、町長に。答弁、要らないというふうに聞こえたんですが、(議

席より、要りますよ。聞きますよとの発言あり。)聞きますか。はい、松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えを致します。住宅の高台移転ということですかね、防災対策を、通告書には、全て先送りしてきたというような表現でございますけれども、危険度といいますかね、緊急性の高いところから優先順位の中で、財源の確保の中で、対応をしてきたところでございます。特別措置法は基本的にハード事業の補助対象が2分の1から3分の2にかさ上げされるということで、防災対策予算の範囲が広がり、財政負担も軽減されることを期待してきたところでございます。単純には現在、二つの事業しかできない財政状況でも、三つ目の事業にも取組めるというような措置法を期待してきたわけでございます。ご指摘の高台の移転ですね、住宅の高台移転という(議席より、公共施設もありますよとの発言あり。)ということは、法律後の、今後の政令等の運用をも精査していかなければなりません、これまでには現実的ではない旨を答弁してきたと思っておりますが、特措法では一部の公共施設の移転について、造成費用も4分の3にかさ上げされると、補助対象になるということでございますが、その他の要件もあるのか、県との協議も含めてですね、老朽化している保育所の移転というような課題にも対応ができるのかどうかということも、検討して参りたいと考えております。ただ、今ですね、公共施設の移転でも、住宅の移転が10戸個以上とのセットでなければならないのか、この点も確認をしていかなければならないと思っております。県の方は特措法ができる前にですね、要件緩和ということで、5戸でも、3戸でもとの緩和措置を要望して参りましたけれども、この点は認められなかったということのようでございます。10戸以上ということでございます。10戸以上ということになりましたら、住宅の建築費は当然、個人財産でございますので、個人負担という条件でございます。また、強化指定地域に指定されますと、今後、住宅の新築に制限が設けられるというようなことも懸念されるところでございます。このような補助対象事業の範囲の運用面がですね、町にとって不利に働かないのか。有利な条件ばかりであるのかということも精査をしていかなければならないというふうに考えております。明確になってきた段階では、まず、庁舎内に職員による検討チームの設置を考えていきたいというふうに考えております。また、更に国土強靱化法も成立をしております。この国が策定する国土強靱化基本計画の具体化についても、政令等を見極めながら、有利な方策を検討して参りたいと考えておりますので、今後ともご指導のほど、よろし



くお願いしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)  
8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

住宅中心にお話がありましたけれども、公共施設は特にやりやすいんですよね。消防あるいはまた、庁舎、公民館、学校、そういうものは、特に早くやらなければですね、これは大変なことになります。そういうことも引っくるめて、まず、その今いう、地域協議会の立ち上げを早くやってもらいたい。そして、それは完全に物ができあがってから、ということでも分かりますけれども、なんちゃ、立ち上げるのは早く立ち上げて、その順次、順次入ってくるものを検討していったらいいんですよ。どうやるとかいう基本的なことぐらいから入ったらいいと思います。是非、至急、早急、また、至急、言うたら、明日からと言われますけれども、やって下さい。

それから、4番目に入ります。先ほど、後送りにさしてもらった分に入らせてもらいます。町活性化及び観光振興策への提言ということでございますが、あと何分。

議長

(小野 正路議長)

時間を知らなくてもいいですか。(演壇より、知りたいですとの発言あり。)  
10分あります。

8番議員

(田島 毅三夫君)

先月、観光協会から観光振興へのアイデアが賞金付きで募集されました。また、今議会に地域おこし協力隊として、観光振興リーダーを募集すると、先ほど、今日の朝の時点で説明がありましたが、リーダーという言い方は、ちょっと悪いかも分かりませんが、責任者と言われましたね。そして、こうした募集をしながら、一方ではですね、こういう募集をしたり、振興するということを言いながら、我々が出すアイデアについては、全くそれに見向きもしない。一警もしない、こういうことが続いております。今回、前回と同じように8件の町活性化施策を提案しますが、やるか、やらないか、町長の答弁をお聞きしたいと思います。先日、田野町の島巻さんのだるま夕日というテレビが映っておりました。田野町の紹介される中で、私は直接、島巻さんに聞いたら、その東洋町というか、その双子島のですね、朝日だるまが、だるま朝日ですか、

だるま朝日、朝日だるま、どっちや分からん。それが本当にね、すばらしいんです。夕日以上です。ほんで景色もありますしね、ほんで、是非、東洋町、できれば東洋町に住みたいと、こういう話もございました。こうした東洋町の名所をですね、10箇所ぐらい集めて、野根、甲浦、いろいろな名所を集めて、公募して、集めてですね、東洋町10景として、売り出してはどうか、こういう提案でございます。絵はがきにするものもよろしいでしょうし、何でも構いませんが、要するに、東洋町のアピールしたらどうか、こういうことでございます。町長の考えをお聞きしたいと思います。

それから、2つ目にですね、現在、東洋町には甲浦地区、野根地区にも数々の記念碑、文学碑がございますね、あそこにある万葉の碑もありますが、そういう万葉の碑とか、土佐日記や山頭火の野口雨情、そういう碑も建っております。こうした町に関係する偉人の業績を顕彰するですね、顕彰して、東洋町何々文学賞というような、そういう賞を一つやったらどうか、コンテストといますか、全国に募集して、お金が掛かります、確かに、しかし、それによって、有名という言い方悪いですね。それがずっと、皆が浸透していったときには、東洋町に、そういう一つの文学の賞ができて、それで、全国から、そういうことから集まってきていただいて、有名になっていく。そういうことから、東洋町を全国にアピールしたらどうかと、こういう提案でございますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

それから同じようなものでございますが、文人、どんないいましょう、小説家とかいろいろありますね、そういう文人や画家、音楽家などの著名人、著名人やなくてもかまんと思います。これから、また、立派になろうとする、そういう卵の方ですね、そういう方に住居などを提供して、東洋町に住んでいただいて、そして、芸術活動をしていただいて、東洋町を売出していくと、こういう提案をしたいと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

4番目に、これは毎年、盆過ぎてだったかな、盆やったかなあれは、ちょっと日にちは忘れましたが、全町、各地区で今、盆踊りが、小さい盆踊りが各地区で行われております、甲浦地区は。野根地区は一つになってやっているのでしょうか。そして、それをですね、一つにまとめて、全町上げた盆踊りを白浜で行ってですね、サーファーやインドネシア人の方、マグロ船ですね、その当時は休んでおりますので、それから、観光客を巻き込んだ、例年の一大イベントにしたらどうかと、それによって、海の駅も売れるでしょうし、浜の売店の方も助かるでしょうし、それから、要するに、一番いいことは集まってきて、キャンプしよる方、観光客の方が喜んでいってくれる。そして、東洋町の夏はおもしろかった、また、来年も行こうと、こういうことになれば、私は本当

にいいことではないかと思うんですが、町長の考えをお聞きしたいと思えます。

それから、年間10万人来ておられるという、このサーファーの問題です。サーファーの対応といいますか。このことも、前に言いましたけれども、氏名、住所ぐらい書いてですね、一つの小さいモニュメント、何といいますか、名盤といいますか。タイルでもいいし、石でもいいし、あるいはプラスチックでもいいと思えますが、それに名前とコメントを入れたらですね、モニュメントを作って、東洋町を若いときの、そのサーファーの方にとって、第2のふるさとと、そういう思い入れのあるような町にして、なっていたいて、していただいて、そして、1ターンや定住者につけていけないだろうか、その方たちをね。そういう考えを持っておりますが、町長、どうでしょう、こうやってみませんか。

それから、6つ目の提案になりますが、年に1、2回、地場製品のコンテストを行うと、町特産品を開発することを提案したいと、そこで、今いう、六次産品もありますけれども、東洋町の中で、それを地場製品を使って、いろいろな物を作っていく、そして、そのコンテストをしていく、そして、また、その中から、いいものが出たら、それを町特産品としてから販売していくと、こういうための、そのコンテスト、皆、食べていただいて、投票してもらってもいいですが、おいしい物には票を入れてもらって、選んでいくと、こういうことをやっていったらどうかと思うんですがどうでしょうか。できれば、この1月の12日、日にちが、ちょっと厳しいかも分かりませんが、海の駅の開店に併せて行われるという産業祭の中でね、メインイベント、イベント言うんかい。日本語分からん、アメリカ語は分からんが、そういう形のもんにして、それを毎年、毎年、それをやっていくと、その中に、そういう提出、加工する、生産するという意欲も沸いてくるし、その中から、びっくりするような東洋町の特産品ができてくると、こう確信しておりますが、町長の考えをお聞きしたいと思えます。

それから、自然の釣堀なんかも、どうでしょう。もう、これも何回も、何十回も言ってます。前々、前の町長時代から言っているものでございますが、どうでしょう、これは大規模でなくても構いませんが、小規模でもいい、生きた魚をそのままほりこんで、そこで、釣をしていただくと、女の人でも、子どもでも、そういう釣堀を作りましょう。それによったら、ものすごい東洋町のアピールになる。喜んでもらえる。釣の体験もできると思えますが、町長のやる気をお聞きしたいと思えます。

それから、結婚の問題について、一つ、もう一度、聞いておきます。どうですか、東洋町の、この今、職員さんの中でも、適齢期を過ぎた男女の方もだいたいおられるんやないかと思う、人数は把握しておりませんが、住民さ

人も同じなんです。こういう人たちが、なかなか今、結婚の場の機会がない、チャンスがない。そういう方に、やはり何かチャンスを与えるための一つの、そのイベント的なものをやったらどうかと、婚活ですね。それから、もう一つは、今いう、その昔、よくおられました仲人です。今は、なかなかそういう人は少なくなりましたが、そういう人を町外に求めてですね、要するに、東洋町の方と、よその方と合わせてくれて、そこで、成功したら、それに成功報酬といひますか、報償金を出していくというような形で、結婚を仲介していただくと、こういうことを決めたらどうか、やったらどうかと、走り走りで申し訳ありませんが、答弁よろしくお願い致したいと思ひます。以上です。

議長

(小野 正路議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。たくさんありすぎてですね、よう覚えてないぐらいでございますが、過去からですね、20年間ほど、様々なご提言をいただひてきてというふうには思ひております。ここです、検討致しますと言ひば、すぐ約束をしたというふうに言われまひますので、様々なご提言につきまひてはですね、当然、参考にはしていきたくひいうふうにお答えをしておきまひますが、約束をするということではござひませひので、よろしくお願ひしたいと思ひます。産業祭も来年の1月にやるということではござひます。オープンに、海の駅のオープンに併せるといひことで、話は進んでいひるところではござひます。実行委員会はまだ、1回しかやっひていひないといひことでござひますので、その中でもですね、そのようなことをご提言していただければ、また、委員の方々も検討していくのではないかなといひふうには思ひます。田島議員も各種の団体に対しまひてもですね、様々なご提言をされていひるといひふうにもお聞ひしておひます。取り入れるところは、取り入れていひていひるのではないかなといひふうには思ひておひます。全てを無視していひるといひうなことでござひませひので、ひとつ(議席より、過半数を無視。半分以上無視との発言あり。)それは議会の中の話でしょうか。(議席より、執行部との話との発言あり。)そういつたことも含めまひてですね、参考にしていきたくひいうふうにお答えをしておきまひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。(議席より、それで答弁かひとの発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

終わりますか。はい、8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

皆さん、よく聞いていただけましたか。町長の答弁は、そういうことだと思います。あのね、結局、こういうことなんです。一生懸命、こちらが提案しよるんです、町おこしのためにね、住民生活の向上のために、困ったことの、もう、ほんまに一生懸命なんですよ、これは。ところが、行政執行部の方が、町長の答弁、答えに代表されるような、そういう感じなんですよね。もっと真摯に受け止めていただいてって、私言ったでしょう、ここで。住民さんの苦しみを受けていただいて、しっかりと答弁していただきたいと、具体的に。そういうことで、今、質問しよるんですよ。それが、そういうふうに答弁してくれないとなれば、仕方ありませんけれども、今、一つだけ言うておきますが、先ほど、その実行委員会の中で、言ってくれたらえいと、こう言われました。我々は言う場がないんです。その今いう、海の駅の運営委員会でも傍聴さえさせてくれないんですから。意見を我々、言わせてくれと、議員としてね、提案をさせてくれと、こういう場が欲しいと、こう言っているんです。これは仕方ありませんが、この話の続きは今日、議会終了後、やりましょう。以上です。

議長

(小野 正路議長)

以上で、田島毅三夫君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部、終了しました。お陰様で、議員の皆様方、そして、執行部の皆様方のお陰をもちまして、スムーズに議事進行ができましたことを改めて感謝申し上げますとともに来る年、平成26年、皆様方にとってうまし年、良き年でありますとともに、ご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げます。平成25年第4回東洋町議会定例会を閉会したいと思います。お疲れ様でございました。

(閉会時間:15時08分)